

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 平成27年3月6日 午前10時00分 招集
2. 平成27年3月9日 午前10時00分 開議
3. 平成27年3月9日 午後3時55分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場

#### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
8 番	森元秀一	9 番	河崎徳雄
10 番	大倉幸也	11 番	湯浅正司
12 番	田中弘子	13 番	五嶋義行
14 番	高宮正行	15 番	古澤國義
16 番	阿南誠藏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	井手明廣
20 番	藏原博敏		

#### 欠席議員

7 番 市原正

#### 6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教 育 長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	渡邊孝司
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	園田羊一
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	井八夫
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	岩下まゆみ
観光まちづくり課長	吉良玲二	住環境課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育委員会教育課長	日田勝也
人権啓発課長	下村裕二	水道課長	丸野雄司
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文		

#### 7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	若宮一男
書記	佐藤由美		

## 8. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 報告第 2 号  | 専決処分の報告について  |
| 日程第 2  | 議案第 3 号  | 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について  |
| 日程第 3  | 議案第 4 号  | 平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について   |
| 日程第 4  | 議案第 5 号  | 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について   |
| 日程第 5  | 議案第 6 号  | 平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について  |
| 日程第 6  | 議案第 7 号  | 平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について  |
| 日程第 7  | 議案第 8 号  | 平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について  |
| 日程第 8  | 議案第 9 号  | 平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について  |
| 日程第 9  | 議案第 10 号 | 阿蘇市行政手続条例の一部改正について   |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について   |
| 日程第 11 | 議案第 12 号 | 阿蘇市消防団の設置等に関する条例の一部改正について  |
| 日程第 12 | 議案第 13 号 | 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について  |
| 日程第 13 | 議案第 14 号 | 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  |
| 日程第 14 | 議案第 15 号 | 阿蘇市地域審議会条例の廃止について  |
| 日程第 15 | 議案第 16 号 | 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について  |
| 日程第 16 | 議案第 17 号 | 阿蘇市保育所条例及び阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について  |
| 日程第 17 | 議案第 18 号 | 阿蘇市敬老祝金等給付条例の一部改正について  |
| 日程第 18 | 議案第 19 号 | 阿蘇市介護保険条例の一部改正について   |
| 日程第 19 | 議案第 20 号 | 阿蘇地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について  |
| 日程第 20 | 議案第 21 号 | 阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 22 号 | 阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について   |
| 日程第 22 | 議案第 23 号 | 阿蘇市森林のトレイ製作工場条例の廃止について   |
| 日程第 23 | 議案第 24 号 | 阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の制定について   |
| 日程第 24 | 議案第 25 号 | 阿蘇市下水道条例の一部改正について  |
| 日程第 25 | 議案第 26 号 | 阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議等設置条例の制定について  |
| 日程第 26 | 議案第 27 号 | 土地の処分について  |
| 日程第 27 | 議案第 28 号 | 阿蘇市過疎地域自立促進計画の一部変更について   |
| 日程第 28 | 議案第 29 号 | 辺地総合整備計画の一部変更について  |

- 日程第29 議案第30号 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について  
日程第30 議案第31号 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について  
日程第31 議案第32号 団体営土地改良事業（小倉地区）の施行について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） 皆さん、おはようございます。

開会前に、阿蘇市病院事業管理者より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

甲斐院長。

○阿蘇医療センター院長（甲斐 豊君） おはようございます。

阿蘇市議会の本議会の開催前の大変貴重な時間をいただきまして、本当に心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。

並びに、議員の先生方におかれましては、先般の選挙で無事、当選されましたことを心よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。

ちょうど1年7ヶ月前になりますが、昨年の8月の6日に阿蘇医療センターがオープンになりました。

佐藤市長をはじめ、議員の皆様方もそうでしたし、阿蘇市民の多くの方々が待ち望んでおられた病院です。この病院が半年ちょっと経ちましたので、今までの現状と、これからどういうことを目指していくかということ、皆様方にお伝えしたくて今日、時間をいただきました。宜しくお願い致します。

では、資料を見ながらご説明をさせていただきたいと思います。

まず、阿蘇医療圏のこの現状、これはもうご存知の方ばかりですが、もう一度確認をさせていただいて、阿蘇医療センターを造っていただきました。立派な病院です。ああいう病院が出来ますと、こういうことが将来できるんじゃないかなということをお話をさせていただこうかと思っています。

更に、一番皆様方が危惧されておられました医師不足なんです、それについても現状をご報告したいと思います。

まず1ページ目ですが、阿蘇医療センターの使命として5つのことを考えています。青抜

きで書いてありますが、地域中核病院としての役割、専門医療病院としての役割、災害拠点病院としての役割、更に私が赴任してきて考えていますのは、教育医療病院としての役割も果たせないかなということを考えております。更に、現在、阿蘇で行われておりませんが、新しい取り組みというのを考えていますので、そういう点についてご報告をさせていただきます。

2 ページを見ていただきたいんですが、この円グラフは上の段と下の段、黄色い部分を見ていただきますと、左側が阿蘇郡市内、右側が阿蘇市内の救急搬送の件数を管内、いわゆる阿蘇市の病院、医療機関に運んだ患者さん、管外、主に熊本市内だと思うんですが、運ばれた患者さんの割合です。見ていただきますと、全体の6割は阿蘇市の医療機関で賄っているんですが、4割の患者さんが阿蘇市以外、つまり国保レベルでいきますと、その分の持ち出しが阿蘇市から外に出ていることとなりますが、6割対4割が大体のここ数年の推移です。

その下の段見ていただきますと、実はこれが脳血管障害、私、脳外科ですが、それを専門とします脳卒中の患者さんの割合になりますと、これが逆転をしてしまいます。管内が4割で管外が6割です。いわゆる専門医が居ませんでしたので、専門医療機関がある熊本市内の病院へ運ばれているというのが現状で逆転をしておりました。

更に、その下のスライド見ていただきますと、T P Aというお薬が脳塞栓症を起こした患者さん、現在ですと4.5時間以内に病院に運ばれてきますと、点滴で再開通する治療ができる時代になっていますが、その患者さんが2010年、5年前ですね、阿蘇でどういう現状だったかというのをお伝えしようと思います。

11例の患者さんがT P Aモード、つまり時間も間に合って病院に運ばれて、T P Aが使えるようになった患者さんが11名おられます。阿蘇にはそういう専門病院がありませんでしたので、全例、熊本市内の病院に搬送されてますが、その内訳がその右のグラフです。1名の患者さんが赤抜きで書いてありますが、T P Aが治療できた患者さんで、残りの10例は治療ができませんでした。これは、その右の3ページの上のスライドにありますように、熊本市内まで搬送する平均時間が約50分かかりますので、その当時は3時間半、今4時間半になってますが、その間に病院に運ぶまでの時間に1時間ロスをしてしまってる。このために、T P Aの治療ができなかったというのが現状です。更に、この投与された1例も再開通しませんでしたので、2010年は11例全滅でありました。つまり、1例とも救命できなかったという状況が現状でありました。

そこで、こういう現状を何とか打破できないかなということで、3ページの下絵ですが、私3年前から阿蘇の外来の方を中央病院で担当させていただいてましたが、専門医がない地区でどうやってこれを担保するかということで、遠隔診断システムというのを寄付講座を介して作っていただきました。私の手持ちにありますi P h o n eに、病院で撮った画像をそのまま転送してもらおうシステムを作ってもらいました。

4ページを見ていただきますと、熊本大学病院と旧阿蘇中央病院の間でC Tは24時間撮れますので、ただそのC Tを撮った判断ができませんので、その判断を画像を転送してもらって治療するかどうかを決定すると。今までは、専門病院に搬送されてから点滴をしていまし

たのでどうしても時間が遅れていましたが、現時点では点滴を先にしてそれから搬送するというシステムが整いました。これは、熊本県内でまず最初に取り組みを始めたのが、この阿蘇地区であります。

その下のスライド見ていただきますと、具体的な症例を1例だけ提示しますが、発症時間が夕方の6時、はっきりわかっています。病院に運ばれてこられた時には、右の手足が全く動かなくて、言葉が全くでない状態で阿蘇中央病院の方に運ばれました。発症時間1時間目でした。CTを撮りますと大きな異常はありませんでしたので、この画像を元にTPA、先ほどお話した血栓溶解の点滴を、まず阿蘇中央病院で打ち始めながら大学の方に運んでいただきました。

その下の絵ですが、顔は伏せてありますが発症12日目で、これ両方の手が上がっています。この患者さんは、もう全く今は無症状で、今でも阿蘇医療センターの方の外来に通院をして来られておられます。こういう取り組みが阿蘇医療センターで、旧中央病院から現在までできるようになってきています。

5 ページを見ていただきますと、こういうTPAというそのお薬を使う患者さんが搬送される依頼がありますと、院内でTPAモードというコールが流れます。事務、それから看護師、検査技師もみんな一斉に検査をしていただけるようになりました。その対応が功を奏して、一番下の5ページの右下のスライド見ていただきますと、TPAモードで運ばれた患者さんが41例おられます。このうち、TPAを実際に治療できた患者さんが9例おられます。この9例は全例、再開通をしています。それで、症状が取れています。2010年のデータでは11例中全敗でしたが、2012年からこの取り組みを始めて大体、今1年間で5人から6人ぐらいの患者さんが急性期の脳塞栓の治療がうまく治療できるようになっています。

6 ページを開けていただきますと、こういう取り組みは先ほどお話をしましたように、阿蘇市が大学と提携をして初めてやってきた取り組みなんです。その取り組みが認められて、ピンクであります阿蘇医療センター、それからブルーで示してあります熊本大学病院との2ヶ所の医療機関の提携だったんですが、新聞にも載りましたがこれを県内の6機関、今はもう既に増えて8機関でこういう遠隔診断システムが整うようになりました。これも偏に、阿蘇でうまくこういうシステムが乗ったということが、更に県全体に広がっている起点になっています。

先ほどもお話をしましたように、8月6日に阿蘇市民の方々の特に阿蘇市長を含め、阿蘇市の多くの方々の念願でありました病院をオープンさせていただきました。オープン当初は、外来の待ち時間とかいろいろ不慣れな点がありまして、皆様方に非常に迷惑をお掛けしたんですが、ようやく最近軌道に乗ってきていると思います。

7 ページを見ていただきますと、赴任した当初から私は病院のスローガンというのを立てました。信頼と責任ということを上げました。病院自体が住民の人たちに信頼していただけるような病院を作り、更に専門医療機関としての責任ある医療を提供できるような仕組みを作りたいということを職員の皆さまには申しています。

7 ページの下を見ていただきますと、専門医療機関としての役割でMRIが入りました。

これは高磁場と言いまして、非常にスペックの高いMRIが阿蘇に初めて入りました。更に、その下はCTが入りました。CTどの病院でもありますが、規格の非常に良いCTが入りますと、次の8ページを見ていただきますと、右に心臓の絵が載ってると思いますが、これは心臓のカテーテルをせずに規格の高いCTを撮りますと、こういうふうに心臓の血管が浮いて見えるように、三次元で見えます。その下に矢印が出るところが血管が細くなって詰まりかけていますけども、これがカテーテルをせずに普通のCTで、外来レベルで入院をせずに当病院で検査ができるようになりました。

左はMRIの画像です。MRIの患者さんも最近は多くて、月当たり大体100から150件ぐらいMRIをさせていただいています。

更に8ページの下は、これも熊本県内で3施設目なんですけど、手術室の中にカテーテル室を造っていただきました。更に、このカテーテルが2方向から撮れる検査ができるようになりました。これが十分に活用できるようになりましたので、心臓の急性期の治療ができるようになりました。

9ページを見ていただきますと、そのカテーテルの機械が入っただけでは、それを使う医者がないとうまく運用できませんが、幸いに11月から今まで当病院に永吉循環器部長がいましたが、更にもう1人、循環器の専門医の由布医師が赴任してまいりました。2人体制になりましたので、夜間でも昼間でも救急の心筋梗塞の患者さんの対応ができるようになりました。

9ページの下を見ていただきますと、3つ絵が並んでますが、一番左の下、左の絵は一部分ちょっと狭いところが血管見てとれますでしょうか。それで、その患者さんに対して、風船で広げて一番右は完全に狭いところが広がってますが、これも新しい病院を造っていただきました後に、阿蘇市内で発生し医療機関に運ばれた急性の心筋梗塞の患者さんを、当病院で治療ができるようになりました。ですので、血管障害の患者さん、更に急性期の心筋梗塞の患者さんも、当病院で充分に対応ができるような体制を今整えております。

10ページを見ていただきますと、災害拠点としての病院の役割づくりをしています。病院全体が免震構造の病院を造っていただきましたので、それに対応できるよういろんな仕組みを今作っています。

更に、下の段は病院の中にヘリポートを作っていただきましたので、ヘリポートも院内のすぐ横にあるというのは非常に便利です。今まで、従来あびかの所にあったヘリポートと何が違うかと言いますと、患者さんを当病院で運ばれてきて、ヘリに乗せるギリギリまで当病院で患者さんの状態を把握して見れて、その状態ですぐ横にある駐車場の所のヘリポートから患者さんを搬送できますので、患者さんにとっての非常に安心・安全が保てる仕組みを作っていたいだいたと思っています。

11ページは、更にその災害拠点病院としてDMAT隊員を院内で養成をして、いつでも出動できるような体制を整えていただきました。

11ページの下ですが、更に先ほどお話をしましたように、教育医療機関として役割を果たしていかないといけないと思います。これは、ひいては将来、医師不足を解消するための一

つの起点になるのではないかと考えています。昨年の8月に、熊大の今一学年に5人ずつぐらいの地域枠という医学部の学生さんの中におられます。それは、卒業後は熊本県内で働く義務年限が課されてるんですが、その担保のために奨学金が保証されている学生さんたちですが、その学生さんたちを全員42名ぐらい来られましたが、阿蘇の方にお招きして阿蘇医療センターで1日研修をしていただきました。これが功を奏して、本年の7月に1名、9月に2名の研修医の先生が短期間ですが、阿蘇医療センターの方で研修をしていただくように計画が進んでいます。

12ページを見ていただきますと、今度は医学生だけではなくて、その1つ前の世代のちびっこたちに病院の印象付けをして、将来この生徒さんたちが阿蘇で働いてもらえるようなことを考えまして、阿蘇中学校の生徒さん、それからひいてはこの間、黒川幼稚園のちびっこちゃんたちも来られましたが、彼らに病院をずっとこう何回も病院を見ていただくことで、将来その中から看護師さんとか検査技師さんとか、ひいてはドクターとか出ないかなということを考えてこういう受け入れ態勢をしています。

12ページの下は、院内で救急蘇生のトレーニングができるようになりました。先々日も、院内で2人合格をしていただきました。今、合計8名、院内でこのBLSという初期救急の対応ができるようになりました。

最後ですが13ページを見ていただきますと、先進医療病院としての役割も果たしていかないといけないと思います。13ページの上の左のスライド、これも私、最近手に入れた資料でびっくりしたんですが、これ熊本県内の糖尿病の患者さんの割合を示す地図ですが、見ていただきますと阿蘇、小国、南小国、真っ赤っ赤です。これは、赤いほど糖尿病の罹患率が非常に高い地区であります。阿蘇地区は濃厚な糖尿病の患者さんがいっぱいおられる地区です。ただ、この地区に専門医がおられませんので、今年の来月4月から糖尿病外来を開設します。大学の代謝内科からの便宜を図っていただきまして糖尿病の専門医が来ますので、開業の先生たちと連携をしながら糖尿病の治療をしていきたいと思っています。

その右は、がん治療なんです。がん治療に関しても濃いブルーは入院治療、外来治療とありますが、いずれも9割近くの患者さんが熊本でがんの治療を受けておられることがわかりました。通常、がんの医療機関がない所は、手術、初期治療は熊本市内で受けて、通院の化学療法になりますと地元の病院でというのが大体普通なんです。ですから、この割合は通常、例えば天草とか人吉でありますと逆転しています。9割は熊本市内で治療を受けるんですが、通院は9割は地元の病院で受けておられるんですが、実は阿蘇は両方とも9割熊本市内に行っておられます。これは、ひいては阿蘇医療圏にがんを専門として治療をする医療機関がないからであります。ですので、外来化学療法室も造っていただきました。それで、外来化学療法ができるような体制を整えていこうと思います。昨年から大学から乳腺内分泌の岩瀬教授も来ていただきましたし、大学の消化器外科からも応援をいただいています。外来化学療法が少し今始まっています。これを充実していこうと思います。

更に13ページの下ですが、これも阿蘇地区モデル地区に選んでいただきました。県の医師会が中心になりまして、4月から阿蘇医療圏でどういうことが行われるかということ、それぞ

れの病院間をネットワークでつなぐ仕組みが、この5年間ぐらいの間で始まっていきます。12月の県の県議会の予算で予算が付きました。これを元に、阿蘇の医療機関であって登録をしてきますと、医師カードというのが発行されます。それで、登録した病院のいろんな患者さんの情報がインターネットでやり取りができるような時代が来ます。そのモデル地区に、ここに書いてありますように阿蘇、球磨、水俣の3地区が選ばれて、阿蘇地区はその1つのモデル地区に選ばれました。4月からその整備を始めてまいります。阿蘇は、阿蘇医療センターを造っていただいた時、元々電子カルテと一緒にIDリンクというソフトが入っています。これは、阿蘇地区の医療機関と阿蘇医療センターを結ぶインターネットを介した情報のやり取りですが、これも4月から準備をしまして産山診療所とか阿蘇市内のいくつかの診療所を巻き込んで、データのやり取りができる仕組みを作っていこうと考えています。

最後のページです。14ページですが、ああいう立派な病院を造っていただきますと、どういふ変化が起きたかということをお話をしようと思います。

これは、棒グラフを2010年から2014年まで、阿蘇医療センターに搬入された救急車の搬送台数です。2010年は500件代でしたが、昨年2014年は750件ぐらいになっています。いわゆる、25%くらい患者さんの搬送件数が増えています。更に、一番上のブルーの数字の26、61というところを見ていただきたいんですけど、ブルーのところは、いわゆる南阿蘇や高森から運ばれてきた患者さんの症例数です。2010年あたりは20件代だったんですが、昨年は100件を超えています。つまり、今まで南阿蘇や高森地区の患者さんは、移動距離のこともあるでしょうし医療機関のこともあるでしょうが、今までだと熊本市内、もしくは大津の病院に搬送されていた患者さんが多かったと思いますが、57号線を逆に上って来て今、阿蘇医療センターの方に搬送されてきています。私どもが考えていますのは、この阿蘇医療センターを中心に左の地図でいきますと、等心円状に絵を描きますと大体、等距離で小国から南阿蘇まで全部カバーできます。大体80km圏内だと言われています。救急車で50分で移動できる距離です。ですから、この医療圏を全部巻き込んだ中心的な役割を、阿蘇医療センターが担えたらなということを考えています。

それをしていくには、先ほどお話しした1人常勤が増えて、11月から今5人体制になってるんですが、それだけではなかなか厳しいものがあります。いろんな各方面回りまして、漸く少し医者が増えることが決まりました。4月から、あと4人常勤が増えることが確定しました。科と人の名前は、まだちょっと確定してませんのでここで申し上げられないんですが、4人増えて9人体制になると思います。

医師住宅のこともだいぶ質問を受けましたが、4人来られる先生方、医師住宅に入っていきます。入っていただきますので、今6つ全然入ってませんで建てていただいたけどゼロですが4つ埋まりまして、1つは先ほど話した研修医の先生が来ますので、研修医の先生用の対応として考えて、残り1つは開けといて、ご了承いただければ開けといて、次に来る先生用の呼び水として残しておけないかなと思っています。近々、6つとも埋まる予定になるんじゃないかなと思っています。

ですので、これからも厳しい意見をいただきながら阿蘇医療センター頑張って、職員一同

頑張っていこうと思いますので、どうか応援の程、宜しくお願い致します。

ありがとうございます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、甲斐院長の報告を終わります。

甲斐院長ご苦労様でした。

ただ今の出席議員は19名であります。

7番議員、市原正君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けております。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成27年第3回阿蘇市議会定例会をこれより開会致します。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

それでは早速、議事に入ります。

#### 日程第1 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第1、報告第2号「専決処分の報告について」を議題と致します。

水道局水道課長より報告を求めます。

水道課長。

○水道課長（丸野雄司君） おはようございます。

ただ今、議題としていただきました、報告第2号「専決処分の報告について」でございます。事故の報告でございます。

提案理由でございます。資料でございますが、議案書の1ページでございます。

提案理由といたしましては、本件は、平成26年9月2日、阿蘇市一の宮町宮地2402番地（阿蘇地域振興局駐車場内）におきまして発生しました公用車の対物事故について、平成27年2月13日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページでございます。専決処分書でございます。

対物事故によります損害賠償の額と、それに伴います和解事項につきまして、次のとおり決定するものでございます。

1. 「損害賠償の相手」でございますが、(甲)は住所が阿蘇市一の宮町宮地2402番地。氏名、熊本県阿蘇地域振興局でございます。
2. 「事故の詳細」でございます。平成26年9月2日午前9時20分頃、阿蘇市一の宮町宮地2402番地（阿蘇地域振興局駐車場内）におきまして、水道課職員の運転する車両が方向転換をしようとしたところ、車庫に衝突し、損害を与えたものでございます。
3. 「損害賠償の額」でございますが、甲の損害額は3,240円のうち、市は甲に3,240円を支払うものでございます。市の過失割合は10割でございます。
4. 「和解事項」でございますが、本件事故に関しまして、今後、双方とも裁判上又は裁判

外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認するものでございます。

もう少し、事故の詳細について説明をさせていただきたいと思えます。

私どもの職員が、公用車のライトバンに乗って振興局の土木部に立ち寄る際の対物事故でございました。

当日は、振興局は東側、南側から入口がある訳でございますが、東側の入口から振興局に入りまして、北側職員駐車場を通り抜けて南側の外来者用の駐車場に入りますと、駐車している車も多かったために、正面玄関を通り抜けて東側奥にあります新館の玄関前の駐車スペースが1庫空いておりましたものですからそこに停車をしました。すると正面に、障がい者等の優先駐車場といった立札に気づいて、慌てて別の場所にとまってバックミラー等で他の車両を確認しながらバックをしていた時、本館の玄関東側にまだ設置して間もない屋根が付きました身障者用の車庫、これ身障者用のカーポートと申しておりますが、このカーポートの支柱に車の後方の左角の部分が見えない視覚となりまして、支柱にぶつけてしまったものでございます。

ぶつかったカーポート支柱本体につきましては、鉄骨で丈夫なために支柱自体の損傷はありませんでした。支柱に取り付けられた雨どいからの地上に下りてきている塩化ビニール製の配水管、これに損害を与えました。

早速夕方、課内全員そろったところで事故の検証を行って、再発防止策について課内で話し合いました。その結果、特に同乗者がいない時のバックの際は、見えない視覚で隠れてしまう所も非常に多いわけございまして、発進前には一度降りて見えない部分の安全確認を行った上で、ゆっくり徐行して運転するという事を課内で確認をしました。

これからも安全運転につきましては、再三注意を呼び掛けていますが再度徹底を致しまして、課内で共有しながら安全運転に心がけてまいりたいと思っております。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

お諮り致します。

この際、日程の順序を変更し、日程第26、議案第27号を先議いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よってこの際、日程の順序を変更し、日程第26、議案第27号を先議することに決定致しました。

お諮り致します。

日程第26、議案第27号「土地の処分について」は会議規則第37条第3項の規定により、

委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって日程第 26、議案第 27 号については、委員会の付託を省略することに決定致しました。

資料の配布があるそうですので、資料の配布を行います。

#### 日程第 26 議案第 27 号 土地の処分について

○議長（藏原博敏君） 日程第 26、議案第 27 号「土地の処分について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。

ただ今、議題としていただきました、議案第 27 号「土地の処分について」ご説明を申し上げます。

議案集の 71 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、提案理由でございますが、本件は、遊休私有地を熊本YMCA黒川保育園の移転先用地として処分するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

土地の表示でございますが、1.所在地は阿蘇市黒川字山下 1708 番地 1、同じく 1748 番地となっております。

2.地目につきましては、雑種地。

3.地積につきましては、2つ合わせまして 2 万 1,954 m<sup>2</sup>でございます。

4.処分の金額が、5,170 万 7,940 円。

5.契約の相手先は、住所が熊本県阿蘇市狩尾字日下 1798 番地 9、社会福祉法人、熊本YMCA福祉会、理事長岡成也氏でございます。

今回の土地の処分につきましては、黒川保育園の移転ということで、黒川北市有地の処分の申し出があったわけでございますが、この時に熊本YMCAの方から当該土地の取得にあたっての総合計画、いわゆる基本構想について提示がございました。

お手元に今、資料として配布していただきました、これ概要なんですけれどもこの内容について、ちょっとご説明させていただきたいと思っております。

黒枠の中で囲んでありますが、こういった方針でYMCAが用地の取得をしたいということでございます。

これまでYMCAが培ってきたものを生かし、子どもにとって最善のものを提供し健全育成に努める。また、高齢化社会、生活習慣の変化により、健康志向も高くなってきていることから、市民の健康維持のための機能を備えた施設（ASOウェルネス・パーク）として、

そこに集う市民の想いの場として利用していただき、地域の活性に努めたいということでございます。

この中で、大きく4つの柱を提示されております。

まず1点目が、「青少年の健全育成」。内容としましては、黒川保育園、サッカーグラウンド、子育て支援センターを設置するというところでございます。

柱の2点目が、「地域・健康づくり」ということで、温泉を活用したウェルネスセンター、或いはグラウンドゴルフ場を設置したいということでございます。

3点目が、「観光・国際観光都市」ということで、ジョギングロード、それから国際青少年センターの設置を考えているというところでございます。

4点目が、「防災教育・環境教育」ということで、自然再生エネルギーを活用し、環境教育センターの設置を考えているというところでございます。

資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

これは概略の概略の図面でございます。こういった感じで開発を進めたいということでございます。

この図面の真ん中ですね、真ん中に今回、黒川保育園をとということで、今回計画ということで書いてあるかと思いますが、黒川保育園の建設と、その下にありますサッカー競技グラウンド、或いはグラウンドゴルフ場、これについてはすぐに設置していきたいということでございます。

それから、ページの上の方にありますウェルネスセンター、これは将来計画になりますがプール、それからスタジオ等を備えた施設を計画していきたい。

それから、黒川保育園の右側の方には同じく将来計画になりますが、国際交流青少年センターを建設していきたい。それから左側の方にありますように、環境教育センターそういったものを整備していきたいというような提示がございました。

阿蘇市としては、当該土地が公共施設を建設する予定も今のところございませんし、遊休地として管理しているのが現状でございました。

それから、熊本YMCA福祉会と申しますのは赤水保育園も運営されておりますし、公益性の高い法人である。それから熊本YMCAはグループとして、熊本市内にも学校法人等も運営されておまして、非常に信頼性も高いということで、こういった計画を阿蘇市で推進していただけるならば大変ありがたいということもございまして、この土地全体をYMCAの方にお譲りしたいということで今回、議案を提出させていただいております。

ご審議いただきますよう、宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

お尋ね致します。

日程を早くしたということは、それなりに急いでいるということだろうと推察して質問致

しますが、この説明書の3ページ目の地図を見て2点ほど問題点があるんですが、この移転自体は賛成です。非常に良いことだと思いますし、期待しております。

ただ、この地図の西側ですね、地図でいくと左側の所が、既に上の住宅から住民の方が下りてこられる道になってる通行圏が発生している場所があります。それまで境を見に行ったときに、そこまで土地に含んでいますので、すでに道路としてなってる道を今後どういうふうにしていくか、それについてのご答弁をお願いします。

それともう1つ、この上の住宅から流れてる水路がありまして、この土地の中も結構、水路が流れていますが、その水路に対してどうするのか。特に、大きな面積をいろいろ建設して屋根とかが付きますと、水がある一定の所はかなり流れてきますので、下の集落にも水が多く流れる可能性もあります。そういった意味で、道路の件と水路の件、どういうふうにしていかれるか宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） 宮崎財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答え致します。

まず砂利道の所なんですけど、現状といたしましては、上からの住宅の方、道路というかたちの位置付けは今のところあっていません。ただ、以前工事をしたときに、仮設道路、作業道というかたちで整備と言いますが、業者が整備したままで残して下さいという地域の方がありましたんで、そういうかたちで今、砂利場として残っております。現在、一部通行というかたちで使っておりますので、将来的なことも踏まえましてYMCAさんが取得後は、その部分を分筆していただくように話をしております。

ただ、この道の、先ほどのこの図面でいきますと上のまっ平らな所です、この上も通っております。この上の部分につきましても個人の土地でございますので、個人の土地と今後YMCAさんの土地、もし新しく道を整備するとなれば寄付というかたちになると思いますが、これは今後の北黒川区の区長要望とかそういう部分を踏まえまして、また建設課等で将来的な事業というかたちになると思います。

ただ現状は、YMCAさんの方はそのまま、その内側から整備するというかたちで今計画が出ておりますので、さしより分筆の方を進むというかたちにしております。

それと水関係ですが、一応、水路の方は全部付け替えを行いますけど、この図面の下の方になりますけど、ここに調整池を整備するようになっております。一応、面積が大きいので、調整池の整備をしながら周辺の方に水路を付け替えるというかたちを取らせていただくようになっております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎君。

○4番（谷崎利浩君） ここの周辺の地域は結構、新築の住宅が建っておりまして、近所の人に言わせると坊中の光の森とか言われてたりとかする、非常に斬新な新しい住宅が建ってる地域でもあります。そういう意味では、美咲野とかああいう所に新しい若い方が家を建てている傾向もございまして、是非、阿蘇市に残っていただくためにも開発するのに良い場所でもありますので、きちんとした整備をされていったらどうかと思います。その意味で、こ

の道も残していただきたいし、この設備を通して県の許可の話を知ると、9m道路がないといけないという話も聞いております。そういった意味で、今後どうしていくかも含めて検討をしていただきたいと思います。

何か、良かったら。

○議長（藏原博敏君） 宮崎財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） また関係各課とも、そのように十分協議をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 私この辺の相場がわかりませんが、皆さん方が5千数百万円で売られたこの相場に対しての妥当性と言いますか、大丈夫かどうか、そこだけお尋ねしたいと思っております。

宜しいですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 売却価格におきましては、税務課の評価額を元に算出しております。ここの評価額が㎡あたり3,410円です。今、元々田で雑種地扱いでございます。坪1万1,253円ほどになりますが、今回の売却額につきましては、この場所に平成24年度水害時の災害土砂が入っております。その災害土砂が7,260㎡入っておりますので、その土砂撤去費用が2,315万5,200円かかります。その部分を差し引いた金額が、今回の5,100万円というかたちになっておりますので、充分な妥当性があるというかたちで考えております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第2、議案第3号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」から、日程第8、議案第9号「平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」までは、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって日程第2、議案第3号から、日程第8、議案第9号については、委員会の付託を省略することに決定致しました。

## 日程第2 議案第3号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第2、議案第3号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題と致します。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お疲れ様です。

それでは、ただ今議題とさせていただきました別冊1になります。

議案第3号、平成26年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）についてご説明を致します。

1ページをお願い致します。

第1条になりますが、規定の予算総額に5億1,503万3,000円を追加致しまして、歳入歳出予算それぞれ181億5,878万2,000円と致しております。

4ページをお願い致します。

第2表、繰越明許費補正につきましては、追加分と変更分というかたちで今回19件、合わせまして9億5,432万3,000円を、平成27年度に繰越して使用することと致しております。

8ページをお願い致します。

歳入になります。

下の段になりますが、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目4教育費国庫負担金、節1教育負担金の公立学校施設整備負担金につきましては、一の宮中校区統合小学校整備事業につきまして国庫負担金の増額がありましたので、3,038万6,000円追加致しております。

9ページをお願い致します。

一番上になります。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の6,077万7,000円と、その下の4,594万6,000円につきましては、国の補正予算に伴う地方創生関係の阿蘇市の交付限度額というかたちを計上致しております。

使途につきましては、歳出の欄でご説明を致します。

11ページをお願い致します。

下から2番目の段になります。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金の阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業費補助金816万6,000円につきましては、事業費の3分の1を県補助金として計上を致しております。

詳細は、歳出の欄でまたご説明を致します。

13 ページをお願い致します。

一番上になります。

款 16 財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、節 1 土地建物売払収入の北黒川市有地売払収入 5,170 万 7,000 円につきましては、先ほどご審議をいただきました分を今回計上させていただいております。

14 ページ以降の款 21 市債につきましては、事業費調整により合計で 5,620 万円を減額しております。

16 ページをお願い致します。

真ん中の段になります。

歳出になりますが、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会総務費、節 28 繰出金の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、保険基盤安定分など 3,246 万 1,000 円を計上いたしております。

なお、そのうち 1,257 万 6,000 円につきましては、県補助金として交付されます。

19 ページをお願い致します。

まず、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費の節 21 貸付金です。

この貸付金につきましては、阿蘇医療センター、8 月 6 日にオープンでございますが、阿蘇医療センターオープンからの資金収支不足相当額その分の貸付金として、あくまでも上限ではございますが 3 億円、今回計上を致しております。

また、その下の節 28 繰出金 2 億 2,571 万 4,000 円につきましては、特別交付税の部分も若干ございますが、阿蘇中央病院時代いわゆる公営企業の全部適用になる前の部分の赤字が約 5 億 6,000 万円程ございます。

従いまして、その一部を今回補填して計上を致しております。

また、平成 26 年 4 月 1 日以降の全適後の赤字につきましては、基本としては貸付というかたちを採らせていただきたいと考えておりますが、毎年毎年の病院の収支状況により医療センター側と協議しながら、その部分は詰めていきたいというふうに考えております。

20 ページをお願い致します。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 19 負担金補助及び交付金の下から 2 段目になります。先ほど歳入の欄でご説明致しましたが、阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業費補助金の 1,633 万 2,000 円につきましては、降灰対策としての動噴とかブロワー等の機器購入補助金として計上を致しております。

これにつきましては、県が 3 分の 1 補助、市が 3 分の 1、自己負担が 3 分の 1 というふうになっております。

23 ページをお願い致します。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費です。先ほど歳入の欄で申し上げました、地方創生関係の事業につきましてご説明を致します。

まず、節 19 負担金補助及び交付金、一番上になりますが、阿蘇市プレミアム商品券事業補

助金 6,077 万 7,000 円につきましては、プレミアム率 20%の商品券を発行するために事業費として今回計上致しております。

この部分につきましても、地方創生の交付金事業というかたちになります。

次に、目 3 観光振興費の節 13 委託料で、世界ジオパーク推進事業業務委託料の 1,440 万円につきましては、これも同じく交付金事業でございますが、ジオパーク関連の商品造成、それと宣伝、外国人向けの案内窓口などの整備をするものでございます。

また、同じく交付金事業で、地方創生先行型補助金 2,499 万 9,000 円につきましては、都市部向けのメディア等の広報宣伝、それと映像制作、物産展の開催経費等を計上致しております。

次の節 28 操出金につきましては、これは交付金事業とは異なりますが、阿蘇山の小規模噴火等により 1km 以内の入山規制が敷かれていることから、規制後道路使用料の料金が無くなっております。そのため、阿蘇山特別会計へ不足する分を補填するものとして 2,686 万 4,000 円を計上させていただいております。

次に、目 9 地域振興対策費の節 13 委託料のうち、草原観光拠点づくり構築業務委託料につきましては、環境学習体験プログラムの造成、及びインストラクターの育成経費として 500 万円を計上致しております。

なお、この事業についても同じく交付金事業としてのものになります。

同じページが一番下になりますが、款 7 土木費、項 3 河川費、目 1 河川事業費、節 15 工事請負費 2,600 万円につきましては、下り山川の崩復旧費用として今回計上を致しております。

26 ページをお願い致します。

中段になりますが、款 9 教育費、項 4 社会教育費、目 3 文化振興費、節 19 負担金補助及び交付金の文化芸能活動更新用具等補助金につきましては、2 月 11 日の 10 周年記念式典の中でもご報告させていただきましたが、地域の伝統芸能活動を行っております小中学校に対し、用具等の費用として 107 万円を計上致しております。

28 ページをお願い致します。

款 9 教育費、項 5 保健体育費、目 2 体育施設費、節 13 委託料のアゼリア 21 施設管理委託料 1,517 万 7,000 円の増額につきましては、指定管理協定項目に基づく電気料、重油料などの高騰に伴う分を計上致しております。

以上、議案第 3 号、阿蘇市一般会計補正予算（第 8 号）につきまして、ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、谷崎君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番、谷崎です。

19 ページの病院事業ですね。これに対しての質問を致します。

まず貸付金は短期か長期か、3 億円ですね。

それと、操出金が先ほど説明がございましたけども、合計で 5 億円になります。これのう

ちの交付税の算定額はいくらになりますでしょうか。

それと3億円貸付けるわけですが、これに対しての資金繰り表なり経営目論見と言いますか今後の経営、要は2億2,000万円操出金で出てる程お金が足りないわけですから、決算の方は赤字になっていくのかなと思うんですが、それが黒字化してちゃんと返せる見込みのあるそういった資金繰り表とかの提出があつてるのか、その3点についてお尋ね致します。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

今回の貸付金3億円につきましては、平成26年度の決算が整いまして、この金額を下回るかたちの貸付になると思いますが10年返済の部分でございます。据え置きなしの10年返済というかたちを取らせていただいております。それと26年度の操出金、今回追加の分は先ほど説明いたしましたとおり、全適前の中央病院時代の赤字補填という部分になりますので、交付税算入分はございません。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

まず、財政課長と重複しますが3億円の借入につきましては、限度額とさせていただきます、今年度26年度病院運営におきまして特殊事情と言いますか諸事情がございまして、収益額が収入がかなり落ち込むということが予測されておりますので、収支不足の解消するためにも市の方にもお願いして3億円を借入をさせていただいたところでございます。

なお今ご質問がありました、この後の返済計画ですが、それ以前に市の方から借入をさせていただきました額を含めて、平成26年度末現在高が3億円を貸していただいた後3億8,000万円ほど、正確には3億7,900万円ですがその額になります。

それにつきましては、3億円については10年償還据え置きなしの利率0.4%適用ということで返済計画を立てておりますし、それ以前にお借りした借入金においても、それぞれ借入した年度によりまして、利率により元金と利息を返済させていただくということをしております。

それと計画なんですけど、今朝、冒頭ご挨拶なり今後の運営方針とかを説明していただきました甲斐院長が、病院事業管理者に専任をしていただきました。任期が4年でございます。当然ですが、病院の運営は勿論のこと、経営の方も地方公営企業の全部適用ということで、そういった経営の責任を持っていただくこととなりますが、中期目標と致しまして、その甲斐院長の事業管理者の就任期間を一つの目処として、いろんな収益向上対策、経費節減削減対策とか公示させていただいて資金繰りと言いますかそういった計画をさせていただいております。

なお、これにつきましては、県の方もいろいろ資金提供も含めていただいておりますという関係の中で、県の市町村財政課、並びに病院を指導します医療政策課からヒアリングを受けてそれぞれ説明をし、医師の増も含めて今後、病院経営については向上が図られるのではないかとということでご承諾をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎君。

○4番（谷崎利浩君） この件については2点ほど問題がありまして、一つは財政課長が前の中央病院の赤字があったからそれに対する補填であるという説明をいただきましたけども、そもそもその赤字の問題を超えて補填していいのかという問題、元々赤字があるんだったら大体、繰入金で既に入れてるのではないかと思うんですが、それが借金として病院会計に資産として残っていたのか、そのことについてちょっと説明がほしいんですが。

もう1点、やはり3億円貸し付ける側としては経営計画がきちんと黒字になって返済できますよという経営計画を精査して貸すべきだと思うんですが、また議会においても「今は赤字だけど、将来的にはこういうふうには黒字になります。」或いは、「病院建設の時にこういう目論見でしたけども、こういうふうには赤字になりました。でも、こういうふうには頑張って黒字化します。」という計画表を出して議会に諮るべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

全適前の中央病院時代の赤字補填というかたちになりますが、中央病院時代、赤字補填を行わなかったというわけではございません。年度においては赤字補填も行っております。

ただ、ちょっとだいぶん前になりますが、交付税に算入分以内で交付をして繰り出しをしていた時期もあります。そういうことも踏まえまして、基本的に新しい公営企業全部適用というふうになった医療センターにおいて、その違つかたちでの元の経営部分の負債と言いますか、そういう部分を引き継ぐということにつきましては、それなりのやはり一般会計からの支援と言いますか、補填は必要というふうに考えておる関係上、こういうかたちを今回取らせていただいております。

ただ、先ほど言いました5億6,000万円、今回2億2,000万円ほど追加を致します。残り3億円ちょっと残りますが、この部分につきましても基本的な考え方と致しましては、数年かけてこの5億6,000万円というのは繰り出すべき必要があるのかなというふうには思っておりますが、ただやはり今後の病院の収支計画、そういう部分と十分協議をしながら詰めていきたいというふうに考えておりますし、医療センター発足後の資金収支不足額につきましては、以前、谷崎議員の方も言われたと思っておりますが、基本的には貸し付けというかたちで今のところは考えております。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 今、議員がおっしゃいましたように、今回の貸し付けを受けるにあたりまして、例えば、事前に議会の方に議員の皆様方にお示しをしてお了承を得るという手続きを取らなかったということにつきましては、申し訳ございませんでした。

ただ、今回は市の方とは事前に入念にいろいろ打ち合わせをさせていただきまして、当然、返済のできないものを貸し付けをいただくわけにはございませんので、当然、先ほど言いましたように、たまたま県のヒアリングが先行してあったもんですから、県のヒアリングの中

でそういう今後の収支計画、27年度以降の収支計画を立てさせていただいております。

一応、言うは易しではないんですが、良いことを言えば27年度から単年度黒字化にできま  
すと言いきればそれが一番良いと思いますが、当然ですが単年度黒字化を目指して目標を  
立てておまして、27年度は出来る限り単年度収支が黒字に近づくよう、結果として黒字に  
なればそれが幸いということで努力させていただきたいと思っておりますし、28年度は确实  
に単年度収支の黒字化をできるということでの収支計画を立てさせていただいております。

これは勿論、市からの借り入れは勿論なんですけど、いろんな返済については滞りなく返済  
をさせていただくということで収支計画をさせていただいております。

根拠はということになりますと、常勤医師が4名増えます。また、可能性としてはそれ以  
上、年度途中での増える可能性もございまして、常勤医師が増えれば病院収益が増えるとい  
うことは确实でございまして、それに伴う経費の増も勿論ありますが、その中で経営努力  
を行うことによりまして、単年度収支の黒字化を27年度、或いは28年度に目指すというこ  
とで収支計画を立てさせていただいております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

3回目になりますので、お願いします。

○4番（谷崎利浩君） 私としては、非常に納得しかねます。

財政課長が言われました繰出金の件については、5億6,000万円差し引いて今後も補填し  
ていくということですが、それについては良いとして、先日、一般質問の時に赤字分は必ず  
赤字として資産で残してくれということをお聞きいただいていたことには感謝いた  
します。

ただ、既に2億7,000万円繰出金で出してますので、その時その時の交付税算定額という  
のが、私たちは非常に金額が変わって分かりづらいところもありますので、既に2億7,000  
万円出してる繰出金でも交付税額は超えてると思いますので、そこら辺も差し引きして5億  
6,000万円から今回の2億2,000万円引くんじゃなくて、2億7,000万円の分も計算して5億  
6,000万円から引いていただいて、超えた分はきちんと赤字として貸付金として計上し  
ていただくようにしていただきたいというのが1点ですね。

もう1つは、やはり3億円の貸し付けについては議会で最終的に議決するわけですから、  
ここでやっぱり分かる様に出しておくのが必要だと思います。そういう意味で、きちんと出  
さないといけないし、これは今回貸し付け出さないとすぐに病院事業は息づまるんですか。  
それとも1ヶ月、2ヶ月、余裕はありますか。

宜しく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 貸し付けにつきましては、是非、今議会で今  
日ですが承認をいただきたいと思っております。資金収支不足については、勿論、帳簿上もそうで  
すが、現物のキャッシュフローの中でもちょっと厳しい状況でございまして、是非お願い  
したいと思います。

宜しく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 私も同じような考えをもっておりまして、こういう貸し付けというのは10年というのは非常に長いなという感じがしております。当初の予算計画の赤字からしても相当に赤字幅が増えておりますし、こういう貸付金がまた更に出てくるんじゃないかなという懸念も持っております。従いまして、先ほど言われたように、やはり返済計画というのはないと非常に心配な面がありますので、私自身も同意しかねるというふうな感じを持っております。

宜しく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答え致します。

貸付金につきましては、先ほど医療センターの局長が申し上げましたとおり、その前に県の指導監査と言いますか、そういう部分が入っております。収支計画を立てております、病院側で。その部分を十分把握いたしまして、将来的な返済計画というのも私どもの方でも確認を致しております。10年が長いかと、短いかというかたちになりますが、やはり3億円というかたちでございまして、基本的には最低でもやはり10年という償還期間というのは妥当ではないかなというふうには思っております。これ以上短くしますと、逆に医療センター側の経営を圧迫する返済のために、その分を圧迫するのではないかとということもございまして、一応10年というかたちを取らせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えさせていただきます。

先ほど、ちょっと数字が出なくて申し訳ございませんでしたが、収支計画の中では、27年度一応すみません、まだ△ですが、経常損益と致しましてマイナス1,129万1,000円。28年度以降は黒字に転じまして、まず28年度は2,115万3,000円、29年度2,038万3,000円ということで、28年度以降は黒字ということになるということで、収支計画を立てさせていただいております。

重複しますが、なお、これはきちんと市の借り入れの償還、あとは起債の償還も含めて、そういった償還をきちんとさせていただいた上で、それだけの黒字が出せるということで収支計画を立てさせていただいておりますので、宜しくお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 9番、河崎です。

谷崎議員と重複いたしますけれども、病院会計についてお尋ねを致します。

今、財政課長、井野局長の方から詳しく説明がありましたけれども、数字でいうのは、私は去年も質問しておりますけれども、去年操出金を2億7,000万円越したら経営難と言っているのかと言ったら、局長はそう思われても結構ですとなっておられますね。経営破たんとは言いませんけれども、非常に経営難と私思っております。そういう最中に、今27年、28年

計画言われましたけれども、当初医療センターの建設計画書を見ると、27年度から黒字の計画がなされてるわけです。すると27年度の今ちょっと見たら、医業収益が23億円ですよ。今年の26年度は、12億円ですね。そんなに大きい格差がある、去年も大きい格差があったわけですね、これパーセントで出すといいなと思ったけど出しておりませんが、数字が私たちから言えば信用できません。そういうことで、今、谷崎議員から言われたように、やっぱり長期の経営計画書、償還計画書をやっぱり立てるべきだろうと思っております。

医療センターについては、私もこの際、全適とは何かと基本理念に返って、一部適用じゃありませんよ、全部適用の病院ですよ。そこあたりを十分認識して、操出金については、貸付金についても同意することはできません。

そういうことで、操出金についても井野局長は2億7,000万円と2億2,000万円で5億円近くは分かるんですけども、ちょっとページ見て下さい。

19ページの衛生費ですね。総務費の中に操出金2億2,500円万プラスしてありますけども、その前に去年計画で上げてたのが、2億7,600万円ですね。合計すると、5億2,500万円になるわけですね。このあと3,000万円近くの金は何ですかね。それはわかりません、項目は、1つは。

そういうことで、要は操出金の長期的な計画書がなければ、これは私たちこの前選挙、議員全部受けましたけども、市民からは非常に病院の経営は期待をしておりますけれども、不安も持っております。そういうことで、私たちも院長がさっき言われましたように、やっぱり市民から信頼される病院づくりのためには、全適を有効に活用して今までと違うんだというところで、経営にも厳しく携わってほしいと思います。

それとせつかくですから、今、医療費ですね。19ページが今の医療センターですね。

それと20ページの款の農林水産業費、目の農業振興費の中で、青年農業給付金制度、これで補正が組まれておりますけれども、この青年農業支援制度これは阿蘇市が非常に頑張っていると聞きますけども、このこと内訳を説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、平成26年4月から病院事業管理者と致しまして、甲斐院長が就任されました。任期は4年でございます。当然、病院の院長としてのお立場として、今議会の冒頭にもいろいろご自分のお考えの中で、病院の方向性とか市民の皆様方の適切な医療を預かるということでお考えとかを述べていただきました。いろいろご理解いただいたところだと思っております。

あとは、これが経営に結びつけばそれが最善だと思っております。最後の中で、医師の確保の話もありまして、常勤の医師が5名だったのが4名増えて9名になるということもある意味、確約としてお話をさせていただきました。今議会で予算案を出させていただきました、その26年度につきましては、これにつきましては、また後ほども申し上げるつもりだったんですが、ちょっとこの機会だと思って、常勤医師が7名いらっしやっただのが、急遽これも何

回もご説明しておりますが、3名お辞めになったことで4名ということで26年度はスタートしたということでございます。

それと、新しい病院の高度な医療機器、或いはカテーテルの検査手術の訓練ということで、永吉ドクターが3ヶ月間研修に行かれたと、常勤が4名の中で更にその不在期間が生じたということと、移転前の診療制限これももう、すみません何回も申し上げさせていただきましたが、やっぱり移転時に入院患者様にもしものことがあってはいけませんので、なるべく入院患者様を移転前に減らせていただいたということがございます。

それと、その要は開院がずれたとこういった諸々の特殊事情によりまして、26年度は大幅な収益の減になってしまったということで、何回も言いますが、26年度病院の運転資金が現状では非常に厳しい状態でございますので、市の方に頼らざるを得ないということで、今回お願いして3億円の上限として貸し付けをお願いしたというところでございます。

それと繰入金の関係なんですが、これも市の方のご理解をいただいて26年4月からは、先ほど言いますように経営の方につきましても病院事業管理者が全責任を負いますので、ただそう言うものの、それ以前の累積欠損、累積赤字が5億6,300万円あったと。これについては、市のご配慮で補填をしていただくということでお願いをして、そういったご了承を市との調整の中でさせていただいたということでございます。

先ほど、河崎議員がおっしゃいましたように、改革プランの中での目標は27年度を黒字にしておりました。それが目標でございましたが今言いましたような諸事情もございまして、1年はずれるといふものの27年度は出来る限り黒字化を目指し、28年度以降は確実に黒字化にするということで計画を立てておりますので、その辺はご理解を宜しく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、20ページが一番下の青年就農者支援事業補助金ということで今回追加をさせていただきました。

これにつきましては、新規就農者の生活支援ということで、年間150万円の5年間ということで事業がなっております。

今回は、継続事業が24年から始まりまして10名おられます。今年の新規就農者12名になっております。かなり増えまして、そのために今回、追加補正ということでございます。

この12名につきましては、1年目は最近事業が確定しまして対象者が確定しましたものから半分の75万円を今年度支払いをして、残りの75万円については6年目に清算というかたちでまた行いますので、最終的には150万円の5年分は、所得が25万円以下という条件の中で交付されますので、そういうことで今年は12名多くなったということでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 9番、河崎です。

井野局長に申し上げますけれども、なかなかそういう立派な計画は出来ていると思います。私から見れば、良い数字が出てると思います。過去の今までの実績を見ますと、かなり厳しいわけですね。26年度についても、医業収益18億円ちょっとありますけれども、これは現

実的には12億円代ですね。それと、来年度の計画を見てみますと、計画は23億円ですか、医業収益がですね。非常に厳しいだろうと見ます。

そういう計画の中ですけれども、一昨日の熊日新聞、見られましたか、1ページ。10年後の医療の姿というのが書いてある訳ですね。これを見ますと、阿蘇市の場合に、患者が入院収益、外来収益が多くなるのは熊本市と菊池だけだと。ここ10年間はですね。その後、阿蘇、天草あたりについては外来収益も減るし、入院収益はわずかず減っていくと。入院収益は今が最高だと。これよりも落ち込むと書いてあります。

そういうことを見ます時、井野局長がここ近年の計画を申しますけれども、計画のとおりには私は絶対行かないと思います。局長は絶対いくというならこれを認めますけれども。私は、非常に厳しいと思います。来年度の23億円の収益についても厳しいと思います。そういう最中ですけども、谷崎議員が言われたように計画書をこの議会会期中に出していただきたいと思います。そこでまた審議をしてみたいと思います。

それと農業関係ですけども、本山課長、更にまだ掘り起こすといいなと思ってる人がおるような感じも致しますので、更に青年農業者を掘り起こしていただきたいと思います。

それと私が思うのは、新しい農業者には市長さんも今、お知らせ端末で新しい新規就農者にエールを送っておられますけれども、私が農業が一番残念に思うのは、年金制度が確立しとらんわけですね。是非、農業者年金の推進を全国に先駆けて、阿蘇市がトップになるように推進をしていただきたいと思います。農業委員会と一緒に農業者年金の加入促進をしていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えさせていただきます。

当然、経営につきましては経営目標を立てております。不可能な数字を上げているつもりはございません。当然、経営努力の中で可能な数字ということで上げております。なおかつ、何回も申し上げますが、事業管理者の任期は4年でございますので、事業管理者と致しましても経営責任を負っておりますし、当然4年間の中ではできるだけ早い時点で結果を出さなければ、当然、議会の皆様方、議員さんの皆様方のご理解もいろんなことに対するご了解も得れないと思っておりますので、そこは私が申し上げると変なんですけど、甲斐事業管理者も重々承知で考えておられると思います。

なおかつ、数字については、河崎議員のおっしゃった将来数値については、ちょっと私もお答えが出来かねますが、当然、今日の院長のお話にもありましたように、阿蘇医療保険基金から流出している医療費を受け皿として新病院を建設させていただいたと国保、後期高齢者の方々の過去の数字ですが30億円ほど医療費が流出していると、なのでそういった流出を歯止めと言いますか、それを阿蘇医療センターの方で受け止めさせてほしいということでやっておりますから、別に既存の病院さんの患者様を取り上げるわけではございませんし、そういった流出の患者様を来ていただきたいと。

なおかつ、これについては有り難いことに医療センター開院後、確実に入院患者様、外来患者様とも数は増えております。一つ物差しと致しまして、初診の患者様が開院以降700名

代、1月においては840名ということで、今まで全然阿蘇医療センター、旧阿蘇中央病院にかかれておられなかった患者様が来ていただいているという現状がございますので、できる限り、ずっと右肩上がりですといった市民の皆様方のご期待に応える医療をしながら、来ていただくという病院づくりをさせていただきたく中で、そういった経営の裏付けをできるように積み上げを今後させていただきたいと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

3回目ですので、まとめてください。

○9番（河崎徳雄君） 今、井野局長が言われましたように、数字的には私は非常に不安を持っております。そういうことで是非、今30億円の医療費も私は逆に見ると、26年度は割合的には多くなっているんじゃないかという懸念も持っておりますので、いずれの機会には、決算認定は勿論ですけども、数字をそのあたりの医療費の給付、市内に県外に流れる数字あたりも明確に出していただきたいと思えます。

それと、あとでまた医療センターのところでも聞きますけれども、入院患者と外来患者、この比率は1日どのくらいなのか人間がどのくらいなのかと額を教えてくださいたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えします。

今、手持ちの資料で1月末現在になりますが、1月末現在で入院患者様が累計延べ2,143名、外来患者様が3,239名ですね。これを1日に直しますと、外来患者様が170.5人。病床稼働率が60%ということで、現在80何床埋まっております。単価につきましては、入院患者様がお一人約3万円、外来患者様が1万700円というようなことで、現在来ております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

8番、森元君。

○8番（森元秀一君） 8番議員、森元です。

19ページの合併処理浄化槽準備事業補助金ですね。マイナス補正になって519万3,000円マイナスになってるってことは、これは需要がなかったからというふうなことなのかを伺いたしたいと思います。

あとは、23ページのプレミアム商品券事業補助金6,000万円あるんですが、これはやはり地域活性化には本当に大事だと思うんですが、これスピード感がないといけないと思うんですね。そういった中で、交付次第では予想以上の効果があると思うんですが、今年どのあたりのところで商品券を出すのか、創意工夫がなされているのか伺いたしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） それでは、合併浄化槽補助金についてご説明申し上げます。

これにつきましては、国の方に計画としまして5ヶ年間、平成23年度から平成27年度までの5ヶ年間で、毎年概ね100戸ということで計画申請いたしております。

予算につきましては、毎年度この予算額で計上させていただいております。

現在、国の補助はほとんど満額でついておりますが、県補助が26年度から仕組みが変わりまして、新設に対しましては汲取り、及び単独浄化槽からの転換を優先して、新築についてはその残りの予算を配布しますということになっておりまして、非常に県補助が現在つきにくくなっている状況です。

本年度は一応8月の時点で、新築補助の分がなくなりましたので12月に追加が来るまで、一時期ちょっと新設あたりをご遠慮いただいているところもございました。

結果としまして、現在、本年度が追加配分がまいりましたが、実際計画からしますと現在85基しかできておりません。一応、要望につきましては、全部要望に沿うかたちで補助はついております。

ただ、ちょっとそういう部分で、補助金内示の関係で、一時期ちょっと待っていただいた部分とかがありまして、来年送りになった方も正直いらっしゃるところだと思います。

一応、来年以降は同じようなかたちで予算を上げておりますので、若干、県補助の足りない分は一般財源で手当てするようなかたちもしながら、28年度まではそのかたちで進めさせていこうと思っております。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） プレミアム商品券について説明させていただきます。

こちらの分は発行総額が3億円になっております。この分で一応、一人当たりの買える上限は5万円ということで、プレミアム分は20%乗せております。

それと今回は、火山被害等もございまして、その分で通常でしたら阿蘇市の住民の方だけを買っていただけるんですけど、プレミアム分の1,000万円分は市外の方にも買っていただけるようになっております。ですから道の駅等で。

それと今回ですね、それに併せまして、熊本県の方でも旅行についてのプレミアム分と、火山灰被害の分も出ておりますので、大体、阿蘇市内で3種類のプレミアム商品券的なものが出ると思っております。

実施時期は、7月1日を開始日と予定しております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 19番、井手です。

20ページをお願いしますが、下から2番目の阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急事業というようなことで、ここに1,633万2,000円計上されております。県、市、また個人というかたちで3分の1ずつの事業であります。この事業の給付の対象、どういうものを対象に補助が出るのかお聞きをしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは20ページの、火山活動降灰の緊急対策資金についてご説明いたします。

まず、今回の予算につきましては、県の事業が出てきたのが遅かったものですから、今回の補正では緊急に概算の概算ということで出させていただきました。最近、事業費が確定し

ましたので、これは追加議案で出させていただきますので、そのつもりでお聞きいただきたいと思います。

今回、降灰対策については、施設園芸の補助、要は灰を取り除くということでブローとか動噴の洗い流す部分、それから鉄砲ノズル、その部分に対しての補助ということで、県が3分の1、それに市が3分の1はつけなさいという、要は条件補助ということで、合わせて3分の2は補助というかたちになります。

従いまして、今回の補助については、今いう露地野菜、或いは施設園芸に対しての補助、或いはお茶に対しても今回、阿蘇市で2件ございました。

また追加議案の時説明させていただきますけど、今回の降灰事業については阿蘇地域を阿蘇市が事務局になりましたものですから、各町村の部分まで合わせて阿蘇市の方で計上をさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 大変ありがたいこととありますが、実は今いろいろノズルとか動噴とかの事業というようなことでございますが、できますなら天井ビニールなどもビニール関係も一応その中に入れていただくならば、非常にビニールがやっぱりかなり黒くなります。そういうところで、動噴で洗うといってもなかなか落ちないわけですね。そういうことで、ビニール関係等もできましたならば補助対象に入れていただくならばと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） ビニールハウスの被覆材については、今回の県の補助については対象外でございます。大分県側は被覆材も対象ということで、その分の差はございますが、今回については県の方も予算のある中で緊急に出したもので、これはこれから春先、阿蘇市に降ってきますので、そういった分については県の方で十分こちらの方も要望してまいりたいというふうには思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

3回になります。

○19番（井手明廣君） 是非、一つ要望していただいて、農家の声を聴いて一つ前向きに検討していただきたいと思っております。

宜しく願いしときます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 補正予算でありますので、なるべく通したいと思うんですが、反対

の立場で討論させていただきます。

19 ページの病院事業の件で、3 億円の貸付金これについては、資料も含めて非常に説明が不足していると私は思います。特にキャッシュフローが急ぐものだと事務局長は言われますが、基本的にこういった事業をやる時は、6 ヶ月ぐらいの余裕資金は持っておかないといけないし、或いは民間の金融機関を使って極度額を作っておくとか、そういった議会に通らない時の対策も考えておかないといけないと思います。

そういう意味で、やはり 3 億円も借りるのに対応が緩いと言いますか、議会に対する説明が不足だと私は思います。そういう意味で、今回の補正予算この部分だけ抜けば賛成ですけれども、多分一括だと思いますので、この補正予算自体に反対させていただきます。

○議長（藏原博敏君） 他に、討論ございませんか。

河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 私も病院の操出金、貸付金については、今、谷崎議員が言われましたけれども、私もやっぱり議会議員の役割ということで、強く報道機関からも批判されますけれども、ここは議会の役割と思って長期計画を示した後に、もう一度審議をしたいと思えます。

よって、反対を致します。

○議長（藏原博敏君） 他に、討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ないようですので、討論を終わります。

○議長（藏原博敏君） これより、議案第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がありますので、起立によって採決を致します。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立者多数あり〕

○議長（藏原博敏君） どうぞご着席下さい。

起立多数です。

従って、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

5 分ほど暫時休憩を入れたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から 5 分款暫時休憩を入れさせていただきます。

45 分から再開致します。

午前 11 時 38 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

日程第3 議案第4号 平成26年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第4号「平成26年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」を議題と致します。

経済部観光まちづくり課長の説明を求めます。

観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 失礼致します。

ただ今、議案とさせていただきます、議案第4号「平成26年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」説明させていただきます。

別冊2でございます。

それでは、説明させていただきます。

平成26年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正（第3号）でございます。

歳入では、噴火の影響による道路使用料等の減収、それに伴う基金の充当、及び一般会計繰入金を追加しております。

追加481万7,000円をそれぞれ追加し、1億135万2,000円となっております。

それでは、4ページをお願い致します。

歳入でございます。

款1使用料及び手数料、項1観光施設使用料、目1観光施設使用料でございますが、これを2,634万5,000円減額しております。これは、道路封鎖に伴う減でございます。これが約、大体33%ということになります。

それと、その下の款3繰入金でございますが、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金を384万6,000円繰り入れております。

それと、款3の同じ繰入金ですが、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金を2,686万4,000円繰り入れております。

それと5ページになります。

款5雑収入、項1売店収入、目1売店収入でございますが、この部分につきまして918万4,000円を減額しております。

歳入そのものが、1億135万2,000円でございます。

次に歳出でございますが、6ページでございます。

款1観光施設費、項1公園道路費、目1公園道路及び売店管理費でございますが、こちらを仕入額を450万円減額しております。

その次の、款2観光振興費、項1観光振興費、目1観光振興費でございますが、これは31万7,000円減額しておりますが、この部分につきましては下刈り等々の委託関係の残でございます。

それに伴いまして、歳出の方も481万7,000円減額したところの1億135万2,000円でございます。

説明は以上でございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより、議案第4号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます  
従って、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第5号 平成26年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第4、議案第5号「平成26年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題と致します。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） お疲れ様です。

ただ今、議案としていただきました、議案第5号「平成26年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」ご説明申し上げます。

別冊3お願い致します。

本予算は第5号補正でございます。

1ページをお願い致します。

第1条につきましては、規定の予算の総額から歳入歳出それぞれ3,720万円を減額し、歳入歳出それぞれ6億6,098万9,000円と致しております。

第2条、第3条につきましては、3ページをお願い致します。

3ページ、第2表、繰越明許費補正につきましては、阿蘇市公共下水道事業としまして5,930万円を計上いたしております。これは浄化槽センター長寿命化工事によるものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、下水道事業としまして3,430万円を減額致しまして、1億3,430万円と致しております。

第1条、歳入歳出につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

5ページをお願い致します。

5ページの歳入でございますが、本年度事業の事業箇所等の精査によりまして、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道事業国庫補助金、節1下水道事業費補助金を2,000万

円減額しております。

それに合わせまして、下水道事業債といたしまして、款 8 市債、項 1 市債、目 1 下水道事業債、節 1 下水道事業債 1,720 万円を減額しているところです。

6 ページの歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 13 委託料と、目 2 維持管理費、節 13 委託料を 10 万円組み替えを致しております。

下水道事業費につきましては、款 2 事業費、項 1 下水道事業費、目 1 下水道事業費、節 15 工事請負費を 3,120 万円減額、節 22 保証補填及び賠償金を 600 万円減額致しているところです。

以上、審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これより議案第 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます

従って、本案は原案のとおり可決されました。

お諮り致します。

午前中あと 5 分程度ございますが、午前中の会議をこのへんでとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後の会議を 1 時から再開致します。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 0 時 59 分 再開

日程第 5 議案第 6 号 平成 26 年度阿蘇市国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） それでは、これより午後の会議を開きます。

日程第 5、議案第 6 号「平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題と致します。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） お疲れ様でございます。

ただ今、議題としていただきました、議案第6号「平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」ご説明申し上げます。

別冊4でございます。

1ページをお願い致します。

本予算は第6号補正でございます。第1条にありますとおり、規定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,266万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ42億3,177万円と定めたところでございます。

主な内容につきましては、事項別明細によりご説明申し上げます。

4ページをお願い致します。

まず歳入でございますが、一番上、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金でございます。こちらにつきましては、国からの変更通知によりまして3,889万3,000円を増額としております。

その下の、同じく款4国庫支出金、項2国庫補助金です。目1財政調整交付金につきましても、同様に国から通知によりまして、今回2,265万1,000円を減額としております。

その下でございます。款5療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金、これは社会保険診療報酬支払基金から交付される分でございます。同じく通知によりまして4,632万4,000円の減額としております。

5ページをお願い致します。

一番上段でございます。

款7県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金でございます。こちらにつきましても、同様に1,527万9,000円の減額としております。

その下、款8共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、それからその下の、目2保険財政共同安定化事業交付金、両方合わせまして2,608万3,000円を増額としております。

一番下の款10繰入金でございますが、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金におきましては、午前中、財政課長の方が一般会計の方で説明をされましたとおり、法定内繰入でございます。繰入金額の変更によりまして、今回3,246万1,000円を増額としております。

歳出でございます。

6ページです。

上から2つめですが、款2保険給付費、項1療養諸費、こちらにつきましては、目1一般被保険者療養給付費、こちらの方を2,533万6,000円増額としております。目2退職被保険者等療養給付費、こちらは1,852万9,000円の減額としております。

これらは、医療費の実績により過不足が発生する見込みですので、増額と減額を致しております。

その下の、款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、目2退職被

保険者等高額療養費、こちらにおきましても同様でございます、実績によりまして予算を過不足の分を今回補正をしております。

7ページでございます。

下から2つ目です。款10諸支出金、項2繰出金、目1直診勘定繰出金につきましては、121万4,000の増額としております。

これは国の特別調整交付金の増額により、今回増額した分ですが、阿蘇医療センターへ国保特会から繰り出す分でございます。

国民健康保険特別会計につきましては、以上でございます。

ご審議の程、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、谷崎君。

○4番（谷崎利浩君） 5ページの一般会計繰入金の項目なのですが、今回は財政調整基金からの繰入れはないみたいですが、平成25年度末の財政調整基金が1.5億あったと思うんですけども、現在残高はどうなってるかお願いします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今の質問にお答えいたします。

今、説明させていただきましては26年の補正でございますので、補正では基金からの繰入れは計上しておりません。26年当初で1億5,000万円の繰入れを計上しておりまして、26年中1億5,000万円の繰り入れを執行いたしますと、基金の方はほぼ残高はない状況になります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 7 号 平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 6、議案第 7 号「平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題と致します。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今、議題としていただきました、議案第 7 号「平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」ご説明申し上げます。

別冊 5 でございます。

本予算は第 5 号補正でございます。

内容について、ご説明致します。

4 ページをお願い致します。

今回の補正は歳出だけでございまして、こちらにありますとおり款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス給付費を 1,000 万円減額をしております。

その下、款 2 保険給付費、項 2 介護サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費を同額の 1,000 万円増額をしております。

これは、当初見込んでおりました保険給付費のうち、予防給付の実績により給付額の予算に不足が見込まれましたので、介護サービスの給付費を同額減額して組み替えを行っております。予算額内で調整を致しましたので、予算総額は補正前と同額で変更はございません。

以上でございます。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます

従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 8 号 平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏） 日程第 7、議案第 8 号「平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題と致します。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（丸野雄司君） 議案第 8 号でございます。

平成 26 年度の阿蘇市水道事業会計補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料は、別冊の 6 でございます。

本予算は、第 5 号補正でございます。

説明を、3 ページの方でさせていただきます。

2 の資本的収入及び支出の中の、収入でございます。

款 1 上水道事業資本的収入の項 1 工事負担金、目 1 工事負担金でございます。今回 1,500 万円を減額補正としております。

元気臨時交付金事業、古城地区の工事負担金の減でございます。本件の古城三野地区の上水道整備につきましては、元気臨時交付金を財源と致しまして一般会計から繰入れて施工を行っております。

その結果、この後ご説明申し上げますが、支出の工事費について減額をする必要が生じたために、工事負担金について減額補正をするものでございます。

資本的収入の合計でございますが、規定の額に 4 億 8,842 万 5,000 円から 1,500 万円を減額致しまして、合計で 4 億 7,342 万 5,000 円と致しました。

支出でございます。

款 1 上水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 工事費でございます。同じく 1,500 万円の減額でございます。

減額の理由と致しましては、古城三野地区の配水管移設工事につきましては、7 工区に分けて工事を進めてきた結果、一部、施工区間内に道路改良等の計画がありまして、先行して埋設をすることができず、その間仮設工事というふうなことになったこと、他に全工事精査の結果、数量に減が生じたために減額をする必要が生じたためでございます。

以上、資本的支出の合計でございますが、規定の額 6 億 5,834 万円から 1,500 万円を減額補正致しまして、合計で 6 億 4,334 万円と致しましたところでございます。

以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、河崎君。

○9 番（河崎徳雄君） 質問というよりも要望を致します。

現在、古城地区の工事で県道なり市道があると思えますけれども、工事は現況復帰と思っておりますけれども、現状の掘削場所を舗装でも周りの道路が非常に荒れております。

そういうことで、できたらこの際、道路も著しく悪い所はこの予算あたりで舗装もしてもらったらいいなと思っておりますので、いかかでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 水道課長。

○水道課長（丸野雄司君） 古城三野地区につきましては、工事等も入ってかなり傷んでいるところもあるかと思えます。県道につきましては、基本的に全幅舗装で復旧する予定でございます。市道等につきましては、今後検討しながら予算の範囲内で進めてまいりたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます

従って、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第9号 平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第8、議案第9号「平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題と致します。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今、議題としていただきました、議案第9号「平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」ご説明させていただきます。

なお、先ほどは一般会計補正予算につきまして、貸付金、操出金の承認をいただきありがとうございました。

これに関連し、予算補正をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

本予算は第5号補正でございます。

第2条になりますが、医業外収益を2億2,571万4,000円増額し、医業収益を2億2,571万4,000円同額減額させていただいて、予算総額の変更はございません。

第3条、営業運転資金にあてるため、一般会計から3億円を上限に借入れをさせていただくことにしております。

なおこれにつきましては、据置期間なしの10年で利息をつけてお返しするというもので予

定をしております。

次に詳細につきましては、5ページをお願い致します。

これも順不同になりますが、まず款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計負担金、節1他会計負担金、一般会計繰入金につきましては2億2,571万4,000円、平成25年度までの累積欠損に対する繰り入れということで、病院側としては繰り入れをさせていただくということで、合計額が5億209万5,000円になります。

なお同額を、項1医業収益、目1入院収益、節1入院収益の方を減額させていただいておりますが、これも説明が重複して申し訳ございませんが、入院収益については昨年の4月に常勤医師、3月末の退職により常勤医師が減って4名、なおそのうち1名が小児科の先生でして、まだ小児科につきましては入院を受け入れておりませんので、やっぱり病棟管理ができる主治になる先生が3人でスタートしたという最悪の状態です。スタートしたこと、循環器の永吉先生の研修が3ヶ月ほどあったと、あと移転前です。ね最善を尽くすべく入院患者様の移転を安全に行うために、その前に数ヶ月かけて診療制限をさせていただきまして、病院移転時は19名の入院患者様からスタートさせていただいたということで、またもう一つ開院の遅れというのがございまして、特に入院収益につきまして今回繰入額と同額を減額をさせていただいたところでございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、河崎君。

○9番（河崎徳雄君） 局長にお尋ねを致します。

まず1ページ、先ほども一般会計の時に言いましたけども、医業外収益3億1,000万円の内訳、これ繰出金が2億7,000万円どしこと思いますけど、後3,000万円近くはどの科目でのっているのか。医業外収益の中の3億1,000万円の内訳です。

それともう1つは、3ページの入院収益のマイナスでございましてけれども、外来収益は計画とおりにいっているんですかね。

それ2つ、お尋ね致します。

○議長（阿南誠蔵君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えします。

まず、医業外収益につきましては、ここに上げて差額の3,000万円程度ですかね、これにつきましては受取利息配当金とか補助金、長期前受戻入とか、その他医業外収益ということで、例えば公衆電話、或いは自動販売機とかそういった諸々の医業収益外の収益分を計上させていただいておるのがその差額でございます。

それと入院収益につきましては、なかなか申し上げづらいんですが、今回は繰り入れの方で2億2,500万円繰り入れをさせていただくということで、同額を予算上限額をさせていただいております。

決算に近づくにあたって、新病院になって回復はしておりますが、決算の中でまた更にこの額の変動もありだと思いますし、外来収益も今回は他に扱っておりませんが、外来収益も先ほど外来の患者様も増えておるといふものの予算上数値についてはかなり厳しい数値になると思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 河崎君。

○9番（河崎徳雄君） 先ほど一般会計補正のところでいろいろ申し上げましたけれども、なかなか来年度の予算あたりも見えますと、非常に数字は厳しい数字が出てると思っています。そういうことで健全経営、先ほど甲斐院長も来られましたけれども、病院の健全な経営に努めますという言葉がいつも言葉が躍りますけれども、是非、全適で操出金が少ないように是非、経営に頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 答弁ありますか。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 分かっております。

院長よりお話がありましたように、院長以下、事業管理者以下、職員一同一丸となりまして収益の増と経費の減と努めまして、病院経営の健全化に職員一丸となって当たっていきたいと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他にないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第10号 阿蘇市行政手続条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第9、議案第10号「阿蘇市行政手続条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました、議案第10号「阿蘇市行政

手続条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の3ページからになっております。

5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、提案理由でございます。

本件は、行政手続法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

行政手続法の改正につきましては、国民の権利利益の保護の充実をさせるための改正ということになっております。

改正の内容につきましては、6ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、6ページから8ページまで殆どでございますが、これにつきましてはいわゆる「名あて人」という文字を漢字に替えるということの変更になっております。条文の内容については変更ございません。

それから、8ページの一番下段になります。

「行政指導の方式」というところの改正が、今回行われております。

これまでこの行政指導につきましては、「行政指導を行うものは、その相手側に対して行政指導の趣旨と内容、それから責任者を明確にしろ」というふうな条文になっておりました。今回の改正によりまして、新たに「この行政指導の根拠となる法令の明示、それからその条項の中のどの部分が行政指導に該当するかという要件、それからその要件に適合する理由も併せて行政指導を受ける側に明示しろ」というふうな項目が追加になっているところでございます。

次に9ページです。

中段から、今回の法の改正に併せまして、2項目条文が追加されております。

まず中段でございます、「行政指導の中止等の求め」ということでございます。第34条の2ということで、「この行政指導を受ける側が今受けている行政指導が法律のどの部分に該当して、条例のどの部分に違反しているのかということが、受ける側としてはそうは思わないと思うときには、行政指導の中止を求めることができる」という条文を追加しております。

この際、必要な書類を第2項に基づいてその内容を記載した書類を出せば、その内容が当該市が市側が精査して、その通りだというときには行政指導を中止するというものでございます。

それから10ページお願い致します。

これも新たに追加された分で、「処分等の求め」という条文が新たに追加されております。「これは何人もでございますので、行政指導を受ける受けないにかかわらず法令に違反する事実があるのではないかと、是非、行政指導をしなければいけないのじゃないかなというように事案が見られた場合には、それを市の機関に対して行政指導を求めることができる」という条文が追加されております。

第2項におきましては、この求めるときに必要な書類の申出書の内容を明示しております。

第3項におきましては、「申出に必要な申出があった時に必要な調査を行い、行政指導の必

要があると認められるときには、その処分又は行政指導を行政側は行わなければならない」という条文が追加されておるところでございます。

それから附則の2につきましては、阿蘇市税条例では、一部につきまして行政手続き条例の適用除外の規定がございます。これにつきましては、条例の変更によりまして引用する条文の繰り下げを行っているところでございます。

いずれも、平成27年4月1日の施行ということでございます。

ご審議いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第10号 議案第11号 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第10号、議案第11号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました議案第11号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

社会保障番号制度、いわゆるマイナンバー制度が平成28年の1月に運用開始されることになっております。地方公共団体が、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価書というのを記載し、内閣府の外局であります特定個人情報保護委員会にその評価書を提出し公表するということになっておりますが、その際の要件として個人情報保護に関する学識経験者等の意見を聞くというのが要件になっております。

この意見を聞く機関を、阿蘇市情報公開個人情報保護審査会で行いたいということで、今回この条例の一部を改正するものでございます。

12ページの、新旧対照表によりご説明申し上げます。

情報公開、個人情報保護審査会の設置目的が第1条に書いてございますけれども、今までは情報公開、或いは個人情報の保護という観点だけになっておりましたけれども、今回ただ今申し上げましたように特定個人情報保護評価に関する部分を、その業務に加えるということでございます。

それから併せまして、第2条の所掌事項に第4号として「特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の意見を述べること」を加えるという改正を行うところでございます。

この条例の施行については、公布の日からということにしているところでございます。

ご審議方、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 12 号 阿蘇市消防団の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 11、議案第 12 号「阿蘇市消防団の設置等に関する条例の一部改正について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） お疲れ様でございます。

ただ今議題としていただきました、議案第 12 号「阿蘇市消防団の設置等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、14 ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。

消防団の設置、名称及び区域は条例で定めるというふうに消防組織法に定められておりますが、この根拠条文を今までは 15 条の第 1 項ということになっておりましたが、法の改正によりまして 18 条の第 1 項に条文の変更をするものでございます。

宜しくご審議方お願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 13 号 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 12、議案第 13 号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました、議案第 13 号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本件は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

この法律は社会情勢の変化によりまして、消防団員の確保が非常に困難になっていることに鑑みまして、消防団に入りやすいように、いわゆる会社の事業者の協力、或いは大学等の協力、処遇、装備の改善等について定めたものでございます。

この法律の規定に基づきまして、条例の一部を改正するというものでございます。

内容につきましては、16 ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。

これまででは、消防団の資格の要件につきましては(1)にございますように、「当該消防団の区域内に居住するもの」というふうになっておりました。これを新たに「当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者」ということで、消防団に入る要件を緩和しているところでございます。

この改正案につきましても、公布の日から施行するというようにしておるところでございます。

ご審議方、宜しくお願い申し上げます。

○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番(竹原祐一君) 2番、竹原祐一です。

改正後の、その他市長が認める者がありますけれど、具体的にどういう人なのかそれをお聞かせ下さい。

お願いします。

○議長(藏原博敏君) 総務課長。

○総務課長(高木 洋君) ただ今のご質問に、お答えさせていただきます。

今、社会の構図は非常に変化してまいっております。私たち通常の会社員の方々、やっぱり単身赴任、もしくは家族で1年は他所の町村に出ていく、職場が変わるそういった場合がございます。できるだけ消防団員を確保したいという意味合いから、例えば転勤とかで1年、2年、阿蘇市から住民票を移される、勤務地が変わる、そういった方々も最終的には2、3年すれば地元に戻ってこられる、そういった人たちも大事にしたいということで、今回この分を加えさせていただいております。

○議長(藏原博敏君) 17番、古木孝宏君。

○17番(古木孝宏君) この区域内と管轄区域内の違い。管轄区域内はどれになるわけですかね。

○議長(藏原博敏君) 総務課長。

○総務課長(高木 洋君) すみません。管轄区域内は、阿蘇市全域、及び要請があればその周辺というふうに限られております。

あと区域に関しましては、例えば第1分団については、町1区、町2区、塩塚北1区、北2区というふうに、第1分団から第12分団までそれぞれの分団が所管する区域が定められております。

○議長(藏原博敏君) 17番、古木孝宏君。

○17番(古木孝宏君) では、阿蘇市に住んでおれば、どこに入ってもいいということになるわけですね。

阿蘇市外に住んでる消防団はどうなりますか。

○議長(藏原博敏君) 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 勤務の関係で、阿蘇市外に住んでおられる方もおられるかと思えますけれども、そういった方々も一番やっぱり身近なところ、自分が出動するのに出動しやすい分団に入っていただくようお願いをしております。

○議長（藏原博敏君） 9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 市長の施政方針の中にもありますけれども、総務課は特に火山対策と一緒に防災対策を設けるといふふうになっておりますけれども、自主防災組織の強化あたりも図ってもらいたいと思えますけれども、今年の内一般質問しようかなと思っておりますけれども、機能別分団ですね、これあたりを設置する場合には、この条例でその他の市長のところでは該当するわけですか、をお尋ね致します。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 機能別分団につきましては、第1項の中にあります「勤務し」の「勤務」に該当するかと思えますので、この部分で対応を進めたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質問がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第13 議案第14号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第13、議案第14号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました、議案第14号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」をご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、18ページでございます。

本件は、国家公務員に準じて持ち家に係る住居手当の廃止、及び平成18年の給与構造の改革に伴う現給保障の廃止、並びに国の特別職に準じた期末手当の改定を行う必要があることから、関係条例の一部を改正するものでございます。

今回の条例改正につきましては、全部で5条立てになっております。

第1条、第2条につきましては、一般職の給与条例の改正。

それから、第3条につきましては、市議会議員の報酬等の改正。

第4条が、市長等の給与及び旅費に関する条例の改正。

第5条が、教育長の勤務時間及び給与等の改正条例になっております。

内容につきましては、19ページからご説明申し上げます。

まず第1条、一般職の職員の給与の改正でございますが、提案理由にありましたように住居手当を廃止するというところでございます。

まず旧、右側ですね改正前の旧の方で、条文(2)で「その所有に係る住宅に居住している職員で、世帯主のもの」には、ちょっとこの表の下の方にありますが3,500円を支給すると

というような条例になっておりました。これを、今回廃止するというものでございます。

それから第2条、一般職の職員の同じく給与改正条例でございますが、平成17年の改革により給与構造改革によりまして、当時、給料表が平均4.8%引き下げられております。この時の経過措置と致しまして、いわゆるその時にもらっていた給料につきましては現給を補償するというようなことになっておったわけでございます。

現在まで、約10年続いておりますけれども、まだ若干、現給補償の対象となる職員がおりますけれども、この際、平成27年3月31日をもって現給保障を廃止したいというところでございます。

第8条につきましては、それに伴います条項がありましたけれども、これについては削除するということになります。

それから第3条、市議会議員の議員報酬等の改正でございますが、期末手当いわゆるボーナス率の改正でございます。

今回の一般職の期末手当の改正に併せまして、特別職等についても改正を行うものでございます。これまで、議員等の期末基準につきましては、夏と冬を合わせまして、3.0月ということになっておりましたけれども、国の特別職の職員の給与に関する法律の文言に従いまして、3.1ヶ月に変更するものでございます。

21ページをお願い致します。

市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、これも同じ内容でございますが、これまで期末手当等につきましては一般職に準じるということになっておりましたけれども、国の法律の中で特別職の職員の給与に関する法律というのがございます。その法律の規定に基づいて、期末手当については変更したいということでございます。

今回の改正によりまして、夏冬合わせまして3.1月になるところでございます。議員の場合と、同じ率ということになります。

続きまして第5条、教育長の期末手当につきましても、同様の改正を行うところでございます。

この条例の施行につきましては、平成27年の4月1日からということでございます。

ご審議方、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

9番、河崎君。

○9番（河崎徳雄君） お尋ねですけれども、この2条の部分ですね、12月の補正の時、給料アップされたと思いますけれども、その時、新年度4月からはなんか地域手当の財源にするために、都会は上がって田舎は下がるというようなことを聞きましたけれども、そのことについてはどのようにしておるわけですかね。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 平成26年の国の人事院勧告によりまして、平成27年の4月1日からの給与につきましては、給与の総合的な見直しということで、国家公務員の給料が2%程度落ちるということで人事院勧告がなされております。

ただし2%は落ちますけども、現給保障という制度が残っておりますし、市については、まだ最終的にどうするという決定は今現在、協議中であります。

非常にですね、給与2%国に準じて落とすと、国の状況と私たち市町村の状況は大きく違いますし、市町村職員の士気にも関わるものになってきますので、最終的には県内の市町村、全国の市町村の状況を見て何が一番良いかを見極めた上で対応を考えております。

○議長（藏原博敏君） 河崎君。

○9番（河崎徳雄君） ただ今、総務課長から説明を受けましたけれども、市長さん、若い職員はなかなか無駄遣いしよるとか何か分からんけど、金が無いような感じが致します。

是非、給料は下がらないようにしてもらおうと助かるなと思っております。

いかがでしょうか、若い職員の給料は。

是非、給料を維持してもらおうといいなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） これは議案の審議に入るんですか。

これは要望といっても、やっぱり議案の審議だと思いますから、そこは厳密に判断をお願いします。

○議長（藏原博敏君） それでは、これ中身の審議ですので、要望についてはご遠慮いただきたいというふうに思います。

他にありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原ですけど。

職員の住宅手当、これ削減の見込みになってますけれど、公共事業体の職員の給与というのは、地域のある程度の水準になりますので、民間企業も観光関係の給料を目指して頑張っている状態ですから、この職員の給料を減らすということは、地域経済の今、実質的に実質賃金も下がってますので、そのへんことをちょっと考えていただきたいなと思ひまして質問致します。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今のご質問に、お答え申し上げます。

今回、住居手当を持ち家については廃止するというようにしております。貸し家については今までどおりと変わりません。持ち家につきましては、県内の市の殆どが国家公務員の持ち家に対する手当が廃止されております。それに伴いまして、各自治体はそういう改正を行ってきたわけでございますけれども、県内の自治体も殆ど廃止の方向で決定して、既に実施してきておりますので、阿蘇市と致しましても、今、議員さんがおっしゃられましたように、阿蘇市が突出する方向もまたいけないかなということでございますので、近隣の町村に準じて今回廃止するというところでございます。

○議長（藏原博敏君） 2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 近隣がみな住居手当を中止してるから、阿蘇市も中止するということですね。ですから、私としては阿蘇市はあくまでも高齢化、そして少子化、これ進んでい

る地域なんで、職員が阿蘇市に家を建てると、そしたら基本的には阿蘇市で一生を終えると、そういう状態ですわね。その気持ちに対してもやっぱり 3,500 円、1 ヶ月 3,500 円ですけど、この 3,500 円を中止するというんですかね。それがちょっと私には、まだ理解できません。宜しくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今のご質問でございます。

おっしゃいますように、阿蘇市だけ独自にやったらどうかというような意見かと思いますが、やはり給料につきましても、基本的には人事院勧告に基づいた給与体系を取っております。大きい市になりますと、独自に人事委員会を設置してそういった給与の手当等を決めている場合もございますけれども、阿蘇市の場合はあくまでも人事院勧告等に準じるということになっております。

先ほどご説明申し上げましたとおりに、人事院勧告につきましても、既に 7、8 年前ですかね、持ち家の住居手当については廃止の方向性が出されております。そういったことになっておりますので、阿蘇市と致しましては、そういった人事院勧告等を重視して、今回廃止ということにさせていただいております。

宜しくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他にないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 14 議案第 15 号 阿蘇市地域審議会条例の廃止について

○議長（藏原博敏君） 日程第 14、議案第 15 号「阿蘇市地域審議会条例の廃止について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました、議案第 15 号「阿蘇市地域審議会条例の廃止について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、本件は、阿蘇市地域審議会の設置期間が平成 27 年 3 月 31 日をもって満了、当初の設置目的を達成したことから、本条例を廃止するものでございます。

併せまして、総合計画審議会の設置条例、それから報酬に関する条例の一部改正を行うところでございます。

地域審議会の条例につきましては、合併する際に、関係する 3 町村で地域審議会を設置するその期間についても、旧 3 町村の合意の上で決定されているところでございます。その条例の規定に基づきまして、本年 3 月 31 日をもって廃止するということでございます。

それに併せまして、23 ページをちょっとお開きいただきたいと思いますけれども、関係条文と致しまして、阿蘇市総合計画策定審議会の設置条例の中に、委員の構成の中に地域審議会委員というのが入っておりましたので、それを今回削除すると。それから報酬条例の中に地

域審議会員、日額 5,500 円というのが入っておりましたので、それも削除するという内容でございます。

宜しく、ご審議方お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 15 議案第 16 号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 15、議案第 16 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました、議案第 16 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」ご説明申し上げます

議案集の 24 ページからになっております。

まず、25 ページの提案理由でございますが、本件は、国民健康保険税の税率改定が必要なことから、条例の一部を改正するものでございます。

この条例改正につきましては、先日の全員協議会の方で内容が説明されたかと思っておりますので、細かい数字の内容については省かせていただきたいと思います。基本的には今の税率に対しまして 10%程度の引き上げを行うものでございます。

それから、7 割軽減、5 割軽減、そういった部分につきましても併せて改正を行っておりますので、かなり長い条文になっておりますが、内容的には平均 10%の引き上げということでございます。

ご審議方、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番、谷崎です。

要は値上げということですが、これだけの数字が並んでおりますが、これだけ値上げして、先ほど財政調整基金が底をついたという話で、大体年間 1 億 5,000 万円ずつ足りなかったと。これが、この数字値上げして足りるのか、その点を質問致します。

あと、広域化の話も出てると思いますが、それは今回は話が上がってないのか。

その 2 点お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今のご質問について、お答え致します。

先日の全員協議会でもご説明しましたとおり、平成 21 年度から 25 年度まで、その年の医

療費の伸びによって単年度収支の赤字の額というのが、例えば平成 21 年度であれば年間で 1 億円程度、少ない年は平成 25 年度で 800 万円程度の赤字だったということで、押並べてここ 5 年間で 4 億 1,000 万円程度、4 億 1,900 万円程度が累積の赤字でございました。

それで繰越、それから先ほどお尋ねのありました財政調整基金、それが約 4 億 4,000 万円程度、合併した当時ございましたので、それをここ 3 年間で繰入れをしてきてどうにか収支がトントンで、それを入れなければ収支ができない状況でございました。

いろいろ試算を何回も繰り返しまして、阿蘇市の先日説明しましたとおり、阿蘇市の国保の加入者の状況、阿蘇市の場合は高齢者が多く、低所得の方も多いということで均等割り、平等割りのところに改正の部分を持っていきますと、結果的に軽減がかかって、軽減で均等割り、平等割りが満額納付の見込みになりませんので、それらを精査して低所得の方には軽減等で負担が少なくなるように、そして軽減のない方には収入の能力に応じてということで、今回、調定額を 10%程度の増額で見込んだところです。

ただ、医療費というのは、毎年動きがございまして、なかなかきっちり幾らというのが見込みが立てられないところが大変もどかしいところなんですけど、ここ数年の医療費はやっぱり右肩上がりに伸びておりますので、それらを勘案しまして、それから国の基盤強化の分を 2,000 万円から 3,000 万円程度の増額が見込めるのではないかとということで、今回条例改正の方を上程させていただいております。

県の広域化についてですが、平成 30 年度に熊本県が一本化で、県の広域化が予定をされております。

ですから、27 年度、28 年度、29 年度これからの 3 年間は、これまで同様、阿蘇市が保険者として国保会計を運営していくことになる見込みでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎君。

○4 番（谷崎利浩君） では一応、3 年間この数字で何とかやっていけるという見込みと考えると宜しいですか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 予定通りにいけば 3 年間この税率なんですけど、先日も全協の時にご説明しましたとおり、国保の運協の方でも何回も熱心にご審議をいただきまして、答申をいただきまして、その内容でいろんな対策が構想して金額が逆に余るようであれば、短い期間ですが、広域化の前に見直して下げること必要である。それから逆に、足りない場合には、もう一度見直して上げる場合も必要かもしれない。そこは 3 年間ですが、広域化の前にはきちんとその都度見直すようにということで答申をいただいておりますので、必要があれば 3 年間の間に見直す場合も出てくるかと思えます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

2 番、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2 番、竹原ですけれど。

基本的に国保料金というのは、あくまでも低額所得者、低所得者が中心なんです。そこ

で 100 円でも 200 円でも上げるということは、今、実質賃金も下がってます、はっきりいって。その中で国保料金が上がっていく、それは何としてでも止めなんいかんと思うんですよ。

ですから、国保財政が足りない部分は一般会計から繰入れを行って値上げをしない、そういう方向で考えていただけませんか。

お願いします。

○議長（藏原博敏君） どなたが答弁されますか。

ほけん課長。

税条例は総務になりますので、所管じゃないと思いますので、答弁をお願いします。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今のご質問に、お答え致します。

全協でも説明しましたとおり、阿蘇市の国保の加入者の構成を見ますと、今言われたとおりに低所得の方、高齢者の方が多くて大変負担をお願いするのは心苦しい限りでございますが、原則、受益者負担の原則に則って国からの交付金それと保険料、これが 2 大財源となっておりますので、まずは加入して医療費を使っている方たちも自分たちの国保の健全な運営に少しご理解をいただいて、まずはそれぞれの負担すべき方たちに負担をお願いすることから始めさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 宜しいでしょうか。

他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 16 議案第 17 号 阿蘇市保育所条例及び阿蘇市子育て支援センター条例の一部 改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 16、議案第 17 号「阿蘇市保育所条例及び阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について」を議題と致します。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） お疲れ様です。

ただ今、議題としていただきました、議案第 17 号「阿蘇市保育所条例及び阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。

お手元の議案集の、31 ページから 33 ページになります。

まず、提案理由でございますけれども、本件は、子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

中身については、33 ページの新旧対照表でご説明を申し上げたいと思います。

まず第 14 条でございますが、指定管理者による業務、これまでは保育に実施に関する条例を適用しておりましたが、改正後は保育所条例の第 5 条に規定する児童の保育に関する業務に改正を行うものでございます。

また、別表につきましては、開所時間につきまして、各保育所とも 7 時から 18 時までに定

めるものでございます。これにつきましては、子ども・子育て支援法新制度におきましては、保育標準時間認定というかたちになりますので、これに係ります保育必要量は11時間ということで国の方が定めております。

また、これに伴います法定価格、保育料になりますけれども、これにつきましても11時間分の経費が積算されていることから、各保育所とも11時間の開所時間として定めるものでございます。

続きまして、第2条でございますが、第2条の阿蘇市子育て支援センター条例の一部改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴いまして、条文が第6条の2の第6項から、第6条の3の第6項に改正を行うものでございます。

また、この条例の施行日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するというので、平成27年4月1日から施行するものでございます。

宜しくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 33ページが分かると思いますけれども、指定管理者による業務と。役犬原保育園については、新旧ともここに記載して開所時間はないということですが、どうして新しい方でも役犬原保育園は削除できないわけですかね。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問に、お答えを致します。

保育園につきましては、補助事業を使つての事業でございましたので、まだ処分制限年数の期間中でございます。役犬原保育園につきましては、ご存知のとおり休園中でございますので、時間等については謳うことはできなかったものでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎君。

○9番（河崎徳雄君） いつまでその償還が残ってるわけですか。何年度まであるわけですかね。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） すみません。ちょっと手元に資料がないので、残存年数が分かりませんが、10数年確かあったと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） この改正後の新旧対照表なんですけど、この開所時間というのはここは下線が入るんですかね。

下線は入らない。変更があると。

それからもう1つは、この開所時間が長いというのは保護者にとっては大変有り難いんですが、職員の負担になってないのか。その超過勤務手当とか、そういうふうなことに該当するのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございますが、変更になったところに下線が入ってないというご質問でございますよね。入れればわかりやすかったと思います。

ただ今回、公立保育園につきましては、この表の新しい表のとおり開所時間につきましては11時間、始業と終園について時間を統一致しましたので、一律7時から18時ということに致しております。

職員の負担のことにつきましては、これまでもこういう時間の範囲内で職員の中でやり繰りをやって対処しておりましたので、今後も問題はないかと思えます。早出、遅出とか、皆さんで時間をちゃんと調節して、月の就業時間に超えないようなかたちで運用をしておりますので、大丈夫だと思います。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） 補足でございますけれど、この開所時間の7時から18時、この時間ずっと子供を預けるという意味ではございません。それぞれ保護者の就労形態が違いますので、7時から預けて4時に迎えに行かれる方。それに合わせて、標準的には8時間の保育という位置付けでございますけれども、保育所としては各保護者の就労時間、勤務先の状況に合わせて7時から18時までというかたちで、開所時間を定めているものでございます。7時から18時まで、ずっと預けてくださいという意味ではございませんので。各家庭の状況に応じて、柔軟に対応できるというかたちの開所時間でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

2番、竹原君に申し上げます。

所管の委員会ですので、委員会審議の時にお尋ね下さい。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第17 議案第18号 阿蘇市敬老祝金等給付条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第17、議案第18号「阿蘇市敬老祝金等給付条例の一部改正について」を議題と致します。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました、議案第18号「阿蘇市敬老祝金等給付条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。

議案集の34ページ、35ページになります。

本件は、敬老祝金等給付の基準日を9月1日に定め、9月の敬老月刊に給付するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、35ページの新旧対照表の方をお開きをいただきたいと思えます。

まず、100歳到達の祝金でございますけれども、現在、当該年というかたちで定めておりますが、この当該年を改正後は当該年度とするものでございます。

また、88歳の到達祝金につきましては、現行は「本市の住民基本台帳に登録されている者で当該年」とございます。この部分を「当該年度の9月1日（以下「基準日」という。）現在において、本市の住民基本台帳に登録されている者」で、「当該年」を「当該年度」に改正をするものでございます。

また、9月1日を基準日と定めるものでございます。

敬老記念品につきましては、101歳以上の長寿者につきましては、現行「本市の住民基本台帳に登録されているもので、当該年に101歳以上に到達し、かつ101歳以上で到達の現在において引き続き1年以上居住している者」でございますけれども、これにつきましては、「基準日現在において本市の住民基本台帳に登録されているもので、当該年度に101歳以上に到達する」というかたちで、基準日を定めて当該年度に改正をするものでございます。

また、90歳到達の祝金につきましては、現行、「本市の住民基本台帳に登録されているもので、当該年に90歳に到達し、かつ90歳到達の現在において引き続き1年以上居住している者」を、「基準日現在において本市の住民基本台帳に登録されているもので、当該年度に90歳に到達しかつ引き続き1年以上居住している者」に改正をするものでございます。

また、第3条におきましては、祝金給付等の決定につきましては、現在は「申請に基づき市長が決定する」とありますが、これにつきましては、「祝金等は毎年9月に支給する。ただし、100歳到達祝金にあたっては、100歳に到達する日をもって支給する」と改正を行うものでございます。

また、第5条につきましては、「委任」という部分を第5条の上に追加をするものでございます。

現在、誕生月等にバラバラに行っておる分がございまして、9月が敬老月刊になりますので、基準日を定めてそれに基づいて敬老者の長寿のお祝いをするものでございまして、宜しくご審議方お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第18 議案第19号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第18、議案第19号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」を議題と致します。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました、議案第19号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」ご説明を申し上げたいと思います。

お手元の資料の、議案集の 36 ページから 39 ページになります。

まず、提案理由でございますが、本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

中身につきましては、先日の全員協議会の中で説明をさせていただいたところでございます。

現在、平成 24 年度から 26 年度までは、第 5 期の計画でございますが、今度 27 年度から 29 年度におきまして、第 6 期の計画を定めるものでございます。その中で、前回も協議会の中でお話をさせていただきましたように、保険料の段階が現在 6 段階から 9 段階に改正されるものが主な内容でございます。

詳細につきましては、先日ご説明したとおりでございますので、宜しくご審議方お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮り致します。

資料の配布がありますので、暫時休憩を入れたいと思いますが、御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 10 分間休憩致します。

2 時 25 分から再開致します。

午後 2 時 13 分 休憩

午後 2 時 24 分 再開

#### 日程第 19 議案第 20 号 阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 19、議案第 20 号「阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について」を議題と致します。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました、議案第 20 号「阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について」ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元に今、議案第 20 号関係の A4 の 1 枚もののプリントを配布させていただいておりますので、これによりまして内容の方をご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、提案理由の説明、条例制定の背景でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成 25 年 6 月に成立・公布され、介護保険法の一部改正が改正をされました。

これによりまして、これまで国が定めておりました「地域包括支援センターの職員等に関する基準」につきまして、平成 27 年 4 月までに市町村の条例で定めることとなりましたので、今回条例を提案をさせていただくものでございます。

2 番目に条例制定の基準でございますが、条例委任される基準につきましては、次の類型に分類され、条例の制定に当たっては、それを踏まえて地域の実情に応じて内容を定めることになっております。

まず国の示した基準の類型で「従うべき基準」これにつきましては、「条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。」とございます。

また、「参酌すべき基準」としまして、「地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。」でございます。

今回、提案をさせていただいております条例案の概要につきましては、参酌すべき基準、従うべき基準等につきまして、本市の実情に国の基準と異なる、或いは上回る基準とすべき特別な事情がありませんので、同内容の基準を定めるものでございます。

また、施行期日につきましては、平成 27 年の 4 月 1 日として提案をさせていただいているところでございます。

宜しくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 20 議案第 21 号 阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 20、議案第 21 号「阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」を議題と致します。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました、議案第 21 号「阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」ご説明をさせていただきたい

思います。

議案集の 42 ページから 54 ページまでになりますが、大変長い条例案になりますので、お手元に配布をさせていただいております議案第 21 号関係、2 枚綴りの資料になります。

これにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、条例制定の提案理由、背景でございますが、そこにありますように「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 3 次地方分権一括法）」が平成 25 年 6 月に成立・公布され、介護保険法の一部が改正をされております。

これによりまして、これまでは厚生労働省令により全国一律に定められておりました「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」につきまして、平成 27 年 4 月までに市町村の条例で定めることになったため、今回条例案を提案をさせていただくものでございます。

2 番、次に条例制定の基準でございますが、先ほどの議案第 20 号でご説明させていただきましたように、国の示した基準で「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」というのがございます。これに基づきまして、今回条例の方を提案をさせていただいておりますが、国の条文につきましては、32 条から構成されておりますが、今回、阿蘇市の条例におきましては、35 条で作成を行っております。

この中で、特に阿蘇市で独自で定めた部分等につきましては、資料の 3 ページの方でございますけど、条例案の考え方というところをご覧をいただきたいと思います。

市条例の制定に当たっては、厚生労働省令に基本的に準ずることとしますが、「参酌すべき基準」とされている基準の一部について、(1) のとおり市独自の基準を定めるとともに、同省令に定められていない基準を (2) 及び (3) のとおり新たに定めることとするものでございます。

特に、まず (1) でございますが、記録の整備これにつきましては、お手元の議案集の 31 条、49 ページになります。

49 ページの下段の方に記録の整備というのがございます。省令につきましては、その完結の日から 2 年間書類を保存しなければならないと定められておりますが、保険者の介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効は 5 年間であることから、記録の保存期間は 5 年間と阿蘇市では定めるものとしているものでございます。

次に、指定等を受けることができる者でございますが、これにつきましては、議案集の 42 ページ、第 3 条、一般原則の部分でございます。

指定等を受けることができる者につきましては、指定介護予防支援事業者の指定等を受けることができるものは法人とするというかたちで、法人であることを規定するものでございます。

また、第 3 条第 2 項におきましては、暴力団の排除というかたちで「阿蘇市暴力団排除条例」によりまして、指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の資格として、法人及びその役員等が暴力団やこの構成員であってはならない旨の規定を、国と違った部分で設けるも

のでございます。

施行期日につきましては、平成 27 年の 4 月 1 日としているところでございます。

宜しくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、河崎徳雄君

○9 番（河崎徳雄君） ただ今詳しく説明がありましたけれども、なかなか理解しにくいところがあります。

そういうところで質問致しますけれども、介護支援事業等で従うべき基準、参酌すべき基準となっておりますけれども、現在の今までの介護関係で要介護者とか、要支援者にはどのようなところが従うべき基準か参酌すべき基準で行われているとかが知りたいと思いますので、教えていただきたいと思ひます。

質問の内容については、分かりますか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今のご質問について、ご説明致します。

市民部長が説明致しました、議案第 21 号関係の今回の上程してます条例の概要の方をご覧いただきますと、3 番の条例案の概要のところ、どういう内容かと言いますと、国の基準、それと阿蘇市の基準で従うべき基準、参酌すべき基準が条文ごとにこの部分は参酌すべき基準、従うべき基準というふうに明記してありますので、こちらを参考にさせていただければよろしいかと思ひます。

原則ですね、国で定めていたのをそれぞれの市町村で条例化するものですが、独自性を先ほど言いました 3 点については、平成 24 年度の地域密着型の一括法の条例化の時も同様に、この 3 点のところを阿蘇市、それから阿蘇圏域も同様に、独自のこの 3 点を設けておりますので、今回も条例化する場合、この 3 点については地域密着型同様に阿蘇市の基準を盛り込んだ内容となっております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君

○9 番（河崎徳雄君） 質問の仕方が悪いと思ひますけれども、今までで私なりに認識しておりましたのは、介護予防あたりでいきいき教室とか温泉はつらつ講座あたりですね、これは参酌すべき基準でできるのか、というのが私の質問の狙いです。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今のご質問ですが、私がきちんと理解しておりませんでしたので、申し訳ありませんでした。

ただ、今ご質問いただいた内容は、今回の条例の制定の内容とはちょっと別の内容になりまして、地域支援事業の中での事業かと思ひますので、もし宜しければまた別の時間に詳しくご説明させていただきたいと思ひますが。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 私もこれを見たときに、分からないところがあったのは、あの条文は大変立派なんで、どっから持ってきたのかなと思いましたが、厚生労働省の一律のものであるということで、条例の制定ですからこれは慎重にいかなくてはいけないというのが第 1 点でございます。

それから、包括支援センターとのすみ分けがどうなのかなというのが、この条文を見ただけではわからないものですから、教えてもらえれば有り難い。

それから、こういうその設置する場合に、事務所がどこかに設定されるのか、それから人員をどうするのか予算はどうなのかなというのがちょっと分からないんですが、教えてもらえれば有り難い。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） まず、すみ分けということでお尋ねでしたが、阿蘇市地域包括支援センター、先ほど 20 号の条例と、今回の今ご審議いただいております議案第 21 号は全く別のものでございまして、阿蘇市地域包括支援センターというのは、市町村が設置すべきもので、阿蘇市におきましては平成 25 年度から社協さんの方に業務を委託して行っています。

20 号に関しては、そこの地域包括支援センターの職員等に対する基準ですね。ですから条例の内容で行きますと、3 職種を置きなさいとかそういう基準が示してあります。地域包括支援センターは、高齢者のいろいろな相談業務とか、要支援の方のケアプランとかそういう業務を行っております。それから、介護予防の体操教室とかそういう内容を行っております。

それと、21 号の阿蘇市指定介護予防支援事業の事業の人員の条例につきましては、介護予防事業を第 6 期で内容が変わりますので、そういう要支援 1、2 の方たちに対して介護予防のサービスを行う事業所そういうところの人員、それから運営等について定めたものが第 21 号の条例でございます。

○議長（藏原博敏君） どっちが先ですか。

答弁されますか、まだ。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） すみません、質問が盛りだくさんだったので漏れておりました、回答が。申し訳ありません。

事務所と場所ということでしたが、阿蘇市地域包括支援センターは内牧の阿蘇保健福祉センターの中に事務所を構えております。

それと、阿蘇市がこれから指定する予定の介護予防支援の事業所等は、例えばデイサービスを行っている事業所とか、そういうところで要支援の方たちに対する介護予防サービスを行っている事業所ですので、阿蘇市管内に幾つもいろんな事業所がございます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 市の職員の人員が増えるとか、予算が増えるとかにはならないわけですね。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 今回の 20 号と 21 号の条例化で直接、市の職員がこれによって配置が増加して人件費が増えるとかそういうものではございません。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 21 議案第 22 号 阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 21、議案第 22 号「阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について」を議題と致します。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） ただ今議題としていただきました、議案第 22 号「阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

議案集の 55 ページから 56 ページでございます。

55 ページをご覧ください。

まずは、提案理由でございます。

本件は、土地改良法にもとづく区画整理（坂梨地区）の実施に伴い、当該換地計画において金銭による清算を一般の歳入歳出と区分して経理する必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

3 年前に九州北部豪雨災害で被災した農地の復旧を、今、坂梨地区で行っておりますが、復旧を兼ねた区画整備を行っているところでございます。

当該地区は土地改良区の区域外ということもございまして、換地清算金の経理を土地改良区ができませんので、指令を行うということで土地改良事業の特別会計を設けるものでございます。

内容でございますけども、56 ページの新旧対照表をご覧ください。

設置の方で、地方自治法第 209 条の第 2 項の規定によって、当該事業の円滑な運営とその経理の適性を図るための次の事業をおくということで、阿蘇市には（1）から（6）までの部分で特別会計がおかれておりますけども、新で 7 番目に土地改良事業とありますけど、これに土地改良事業を加えるというものでございますので、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22 議案第 23 号 阿蘇市森林のトレイ製作工場条例の廃止について

○議長（藏原博敏君） 日程第 22、議案第 23 号「阿蘇市森林のトレイ製作工場条例の廃止について」を議題と致します。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） ただ今議題としていただきました、議案第 23 号「阿蘇市森林のトレイ製作工場条例の廃止について」説明をさせていただきます。

57 ページでございます。

提案理由でございます。

本件は、地域林業の活性化のために整備した森林のトレイ製作工場について、当初の目的を達成したことから、本条例を廃止するものでございます。

本施設は、林業の活性化と雇用創出を目的として木製トレイや木製名刺などの製作販売をするために、平成 12 年に地域振興補助金を活用して旧遊雀小学校の体育館を利用して整備された施設でございます。

平成 13 年 4 月に第 3 セクター有限会社森のめぐみが運営にあたることで運営をしてきましたけども、運営に販売等で行き詰まりまして、合併後は有限会社神楽苑が指定管理を受けて運営を引き継いだところでございますが、販売不振、それと製造機械が老朽化したということで修理ができないということもございまして、昨年 5 月に製造機械等の破棄処分をしたところでございます。

そういったことで、本条例を廃止するというところでございます。

真ん中でございますけれども、阿蘇市森林のトレイ製作工場条例を廃止する条例ということで、阿蘇市森林のトレイ製作工場条例を廃止すると。

附則は、この条例は、公布の日から施行するということになっております。

ご審議方、宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

次の議案に入ります前に、資料の配布がございますので、資料を配布致します。

日程第 23 議案第 24 号 阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 23、議案第 24 号「阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題と致します。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） ただ今議題としていただきました、議案第 24 号「阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の制定について」説明をさせていただきます。

議案集の、58 ページから 63 ページになります。

まずは、63 ページをご覧ください。

提案理由でございます。

本件は、阿蘇市草原情報館の設置及び管理のため、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

ということで、今お配りしましたこれをご覧いただきたいと思っております。

施設の内容を、ちょっとご説明をさせていただきたいというふうに思います。

既に、昨年から工事を行っております、ご覧になった方もおられるというふうに思います。一部完成して、仮オープンというかたちで使っておりますけれども、本施設は観光事業と草原をつなぐ循環型観光の推進拠点を基本コンセプトにして、内牧のはな阿蘇美の前に約 1 万 2,400 ㎡の敷地の中に、環境省さんが作る、ここに図面にもありますけれども草原学習館と、阿蘇市が作る草原情報館の 2 つの施設を整備しているところでございます。

この 2 つの施設を併せて名称を上の方に書いておりますけれども、阿蘇草原保全活動センターというかたちで呼ぶようにしております。

まず、草原をテーマに環境省さんが作る草原学習館は、述べ床面積が 684 ㎡でございます。野焼きボランティアの育成や研修、そして草原の大切さを知ってもらうための草原学習機能を基本とした施設でございます。

また、今回の設置条例にあります阿蘇市が作る草原情報館は、述べ床面積が 648 ㎡でございます。草原を基本として、総合窓口的機能を持ち、隣の草原学習館の機能を活かして、それを活用していくためのものでございまして、草原そのものを活かしたエコツアーや、体験プログラムの斡旋といった部分を行える機能を持った施設として整備したものでございます。

このため、設置条例を設けるということでございます。

議案集の方に戻っていただきまして、58 ページでございます。

設置条例でございます。

趣旨でございます。

第 1 条でございますけれども、この条例は、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする、ということになっております。

設置でございます。

第 2 条、阿蘇市草原情報館は、草原利活用に重点を置いた施設として、来訪者、農業者、地元住民等を含めた多くの人々が、自主的、かつ、主体的に行う草原学習や草原維持に関する実践活動を支援する拠点施設として設置するということで、先ほど言いましたように、草原を中心とした総合窓口的案内業務、情報発信を行う機能を持つということでございます。

それともう 1 つは、草原の保全だけではなくて、草原を活用する仕組みづくりとしてのエコツアーや体験プログラムの斡旋を行い、地域にお金が回るような仕組み作りをする施設ということで設置をしているものでございます。

それで位置でございますけれども、これも先ほど言いましたが、第 3 条として草原情報館は、

阿蘇市小里 656 番地 1 に置くということで、はな阿蘇美の前に東側にあります。

施設内容でございますけども、第 4 条、草原情報館の施設内容は、受付、オフィス、広場、調整池、駐車場及び駐輪場からなるものとするということで、これまたお配りした図面を見させていただきたいと思いますけど、2 枚目にこういった図があると思います。配置図がありません。草原情報館は右の方でございます、情報コーナーと総合受付、オフィス A、オフィス B というかたちで作っております。

オフィス A の方には、グリーンストックさんが入居するようになっております。㎡数がこれは 93 ㎡ぐらいあります。

オフィス B はこれテレワークセンターが入居するということで、これ 156 ㎡のオフィスでございます。

それと、情報コーナーということで、ここが総合案内とか総合受付とかそういった部分を行う部分で、ここ観光客の皆さんとか地元の皆さんが来て気軽に滞在していただける部分に枠をしたいというふうに思っております。

それとちなみに、環境ですね、草原学習館の方ちょっと説明させていただきたいと思いますけども、学習館の方は展示・休憩スペースということで、ここは展示物があつてここもお客様が来て見ながらそういった部分と、研修部分に使えるということでございます。

それと、多目的会議室が 1、2 ございまして、これ 46 ㎡ずつございまして、1 つの部屋が 30 人規模というふうになっております。小規模の会議にも使えるということになってございまして、全体的に使えるということで、多目的の部分のこのドアを外せるようになっております。全体的な部分で、最大で 120 人規模で利用が可能ということになっております。

それとまた、野外の作業スペースということになっております。左の方にありますけど、これ屋外、外で作るものですね、火消棒とか草泊まりのいろんな分の作業ですね。そういった部分にも使えるということで、屋根付きの部分が作られております。そういうことでこれ一体的に使うということで今整備し、今一部はもう完成しているというものでございます。

では、議案集の方にまた戻っていただきたいと思えます。

休館の日ということで、第 5 条でございます。草原情報館の休館日は、1 月 1 日から同月 3 日ということで正月でございます。また、及び 12 月 29 日から同月 31 日までとするということで年末をしております。ただし、市長が特に必要であると認めたときは、休刊日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができるということになっております。

開館時間でございます。第 6 条でございますが、草原情報館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとするということで、2 で前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めたときは、開館時間を延長し、又は短縮することができるということになっております。

次は、59 ページの下の使用料ということ、8 条、9 条は飛ばさせていただきます。

使用料の 10 条でございます。

利用者は、別表に定める使用料を第 8 条第 1 項の承認を受ける時に納付しなければならない。ただし、市長が認めた時は、この限りではないということで、表が別表ということで、63 ページの方に別表がございます。

ここにあります草原情報館等（ワークスペース 52 ㎡）ということは、配置図を見ていただきますと、これ情報コーナーの中に情報コーナーが 78 ㎡ここにありますが、先ほど観光客とか地元の人達が来て気軽に滞留していただける場所ということで設けておりますが、ここワークスペースということで活用もできます。この部分を 52 ㎡で使用することもできるということで、使用料が時間 1,000 円ということになっております。

それと多目的広場ということで、この前に広場を作っております。この広場が 1,200 ㎡ございますけれども、これ 1 日 2,000 円ということで使用料を決めているところでございます。

また元に戻っていただいて、60 ページをご覧くださいと思います。

この指定管理を指定管理者による管理ということで、第 16 条で定めております。市長は、草原情報館の設置の目的を効果的に達成するため、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するものに草原学習館の管理を行わせることができるということで、他の公共施設も指定管理をすることになっておりますが、この情報館についても指定管理をすることができるようになっております。

2 でございます。市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募することができるということになっております。

指定管理をするということになっておりますが、同施設が 1 年目ということもございまして、運営内容面とか企業面といった部分がまだまだ分からない部分、見えない部分がございますので、当面は市が直接管理していくということで、管理運営面については運営管理業務委託を結んで当面やっていきたいということで、ある程度固まったかたちで指定管理者の方に移していきたいというような考えを持っております。

ずっとこれ以降については、指定管理者の部分でずっと書いてありますので、割愛をさせていただきますというふうに思います。

一番最後でございます、63 ページ。

委任でございます。第 29 条、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるということで、附則、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するということになっております。

以上でございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、谷崎利浩君

すみません。所管でした。

他にございませんか。

17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 今ご説明をいただきましたが、分かりやすく言えば日頃からどういうふうな、何ですかね、やることですよ。どういうふうな拠点になるわけ、皆さんの利用方法とか。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 利用と致しましては、グリーンストックさんが入られてるのが分かりますように、昨年、草原サミットもありましたように、草原に特化した部分と要するに交流の場というかたちで、建物の中も要するに環境省の施設も市の施設も屋外も使えるような施設になって体験学習とか、それと非常に草原というのが関心が高まっておりますので、あそこに以前申しましたとおり、熊本市の学生さん等々も来ておられますので、そういう研修の場に使えるようなかたちでございます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） その時々であって、常時、動いているというわけじゃないわけですかね。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） いえ、こちらは常時、人も配置しておりますし、この中で草原を使ったカリキュラムというかたちで教育学習的な部分も作りますので、先ほど26年度の一般会計の補正の中で認めていただきました草原関係のあそこの地方創生の予算を使いまして、この中で地方創生の予算が終わった後は独立採算性ができるような組織運営形態を作り上げていくということで、活動としては常時発生してくると思います。とおったら、その中には観光協会さんやジオガイドさんとかも連携したかたちで、実際この運営の中には、火山博物館と田園空間、グリーンストック、青少年育成の家、美化財団、教育委員会等も入られて数年度の施設を目指しております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 草原学習館の方について、まずは説明をしたいと思いますが、今、野焼きが昨日からありましたけども、野焼きをボランティアさんが来ないとできないような地域もございます。そういった部分で、野焼きボランティアさんの数字も大事な部分がございますので、そういった部分の育成や研修といった部分が主体に行われる施設というふうに考えていただいた方がいいかなというふうに思います。

今までグリーンストックさんが主体にやってきた部分を、今後、行政が主体的に応援をしていくという部分を作っていきたいというふうに思っております。

それともう一つは、やっぱり草原の大切さといった部分をもっと知ってもらふ施設にせなにかんということ、今いろんな学校で小学校や中学校で草原学習が行われておりますけど、あそこを拠点にしたかたちでやっぱりやっていきたいということで、これは地域内だけでなく地域外の皆さんにも知っていただくような、そういう施設でしていきたいということで考えております。

それと情報館の方ですけども、今、設置条例を説明させていただきましたけども、まずはそれを活用する方法ですね。まず施設があるだけではなくて、それを野焼きボランティアさんのそういった分を含めて草原を活用する部分につかっていきたいということで、インストラクターとか案内人とかいった分を要請しなくてははいけません。当然、まだまだ不十分です。実際はジオガイドさんとかいった部分でやっては行きますけども、もっと草原に特化した部

分でのインストラクターとかそういった案内人さんをやっていかなん分ですので、先ほど吉良課長が言いましたように、補正で草原観光拠点づくり構築業務委託ということで500万円先ほど承認をしていただきましたけど、その中で研修あたりをしながら作っていくとインストラクターあたりを作っていくって、そしてそこで商品づくり、観光商品づくりそういった部分を作りながらお金を回していけるようにしていきたいということで、草原とか阿蘇全域の環境とかそういった自然を含めたかたちでの、そういった地域資源を活かしたかたちでの体験メニューを作って、旅行商品あたりを作りながらそこで使っていくということにしていきたい。その総合窓口ということで、考えていただければいいのかなというふうに思ってます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

3回目です。

○17番（古木孝宏君） そういうことで、活用と言いますかそういう利用計画に基づいて、年間のそういった計画がちゃんとまとまっているというわけですか。今からそういうことを常時うめていくというか、やっていくようなことですかね。やってみなければわからない。早い話がですよ、これからやってみないとなかなか分からないのか、ある程度、年間常時稼働するならば、そういうことでちゃんと計画をなされたうえでやっていくのか。

なんか今こうおっしゃったように、野焼きとか火打棒とかそういうのは野焼きの時だけじゃないですか。しかし、日頃からその育成をしていくというのは分かりますよ。でもそれは、期間が限られた期間じゃなかろうかと思ったわけです。その点はですよ。他にもあるとは思いますが。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 先ほどちょっと言いましたけど、草原学習館の方については、すでに仮オープンをしております。会議の関係もかなり埋まっているような状況です。

確かに、先ほどちょっと言いましたけど、インストラクターとか案内人さんといった部分はすぐにできるものじゃないんですよ。当面は、情報館の部分については総合案内そういった部分の機能が、総合窓口的な機能が主体になると思います。その中で1、2年しながら、そういったプログラム作りとかそういった分を構築していくというかたちになると思います。

ですから、すぐに動くわけではありません。すぐに動くといった部分は環境省さんが今動かしている部分ですね。学習センターそういった部分を主体的に動かしながら、そこに総合案内すると、地域全体のそういった草原に絡んだ部分の総合案内機能を行うということと併せて、当然あそこには観光客の皆さんも来られると思いますので、そういった分の案内機能も持つという施設に当面はなると思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他にないようですので、質疑を終わります。

日程第 24 議案第 25 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 24、議案第 25 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」を議題と致します。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） ただ今議題としていただきました、議案第 25 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」をご説明致します。

議案集の 64 ページ、65 ページになります。

提案理由でございます。

本件は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

65 ページにあります、新旧対照表をご覧くださいと思います。

除害施設の設置等、第 12 条ということで (1) でございます。

現行ではカドミウム及びその化合物 10 につきカドミウム 0.1mg 以下となっておりますが、この部分を 0.03mg 以下ということで、公共下水道を使用するものに、より厳しく値を設けております。

公共下水道を使用するものは、この基準になるように除害施設と申しますけども、それまで落とすようなそういう施設を施設内に設け、または必要な措置を講じなければならないというふうにしております。

工場などの製造工程で出ますカドミウム及びその化合物は、下水道の終末処理場では処理が非常に困難な物質であるということでございまして、改正後の排水基準を定める省令と同一にするということでございます。

この条例は公布の日から施行するというところでございます。

審議の程、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

次の議題に入ります前に、資料の配布がございますので、5 分間休憩をさせていただきますと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 5 分間休憩を致します。

午後 3 時 08 分 休憩

午前 3 時 14 分 再開

日程第 25 議案第 26 号 阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議等設置条例の  
制定について

○議長（藏原博敏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 25、議案第 26 号「阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議等設置条例の制定について」を議題と致します。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（園田羊一君） ただ今議題としていただきました、議案第 26 号「阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議等設置条例の制定について」ご説明を申し上げます。

議案集の 66 ページをお願い致します。

その前に、2 枚綴りで資料をお配りいたしました、その 2 ページ目をお願いしたいと思います。

本市におきましては、いじめ防止対策推進法、また県が定めておりますいじめ防止基本方針に基づきまして、これまで本市におきましていじめ防止基本方針につきまして検討を重ねてきたところでございまして、概要がとりまとまりましたので、今年の 1 月の教育委員会において承認をいただき、今回の条例制定について上程をさせていただいたところでございます。

まず、このいじめ基本方針の概要でございますが、サブタイトルと致しまして「子どもたちの安全・安心な学校生活のために」ということで定めております。

第 1 項と致しまして「いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」、第 2 項と致しまして「いじめの防止等のための対策の内容についての事項」、第 3 項と致しまして「その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」と致しているところでございます。

それでは、1 ページ目に戻っていただきたいと思っております。

まず、基本方針でございますが、国、県、そして阿蘇市、それから学校において定められた基本方針に基づきまして、今回条例の制定を行うものでございます。

まず設置する組織と致しまして、教育長部局の中にいじめ防止対策と致しまして、いじめ問題等に関する関係機関連絡会議を設置することと致しております。

続きまして、いじめ問題への対応と致しまして、教育委員会の附属機関と致しまして、いじめ防止等対策審議会を設置することと致しております。

次に、重要事態への対応でございますが、先ほどの基本方針の 1 ページ目に戻っていただきたいと思っておりますが、その中で第 2 項の大きな 3 番にございますが重大事態への対応ということでございますが、学校は重大事態が発生した場合には、市教育委員会を通じまして市長へ報告することとなっております。学校は速やかに基本調査を行いまして、学校からの報告を受け詳細調査へ移行するかどうかにつきましては、教育委員会が判断するというように致しております。

この調査機関と致しまして、学校の調査組織は校長、教頭を中心としたまず校内での組織において調査することと致しておりますが、学校の調査につきまして再調査を必要とする場

合には、市教育委員会の調査機関と致しまして、阿蘇市いじめ防止等対策審議会で検討していくということになっております。

また、調査の結果につきましては、先ほど申しましたように市長へ報告することとなっておりますが、学校、或いは教育委員会の調査、報告、結果につきましては、納得がいかないといったケースが出てきますが、その場合、被害者、或いは被害者の家族等から異議申し立て、或いは民事訴訟法に基づきます定義があった場合には、再調査機関と致しまして、市長が必要に応じまして阿蘇市いじめ調査委員会を市長の附属機関として設置することになっております。市長につきましては、再調査の結果を踏まえまして、その結果を議会に報告するということになっております。

それでは、66 ページの条例の中身について説明を申し上げたいと思います。

最初に、本条例は、第 1 章から第 4 章までの 4 部構成でございまして、第 1 章総則におきましては、第 1 条、この条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、阿蘇市が設置する阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議、或いはいじめ防止対策審議会、及びいじめ調査委員会に関し必要な事項を定めるものと致しております。

第 2 章、阿蘇市いじめ問題等に関する関係機関連絡会議の設置でございます。法第 14 条では、地方公共団体が設置いたしますいじめ問題対策連絡会議との円滑な推進を図るために、阿蘇市いじめ問題等に関します関係機関連絡会議（以下「連絡会議」）を設置することと致しております。

第 3 条、所掌事務と致しまして、連絡会議はいじめ防止等に関する事項、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携・情報共有に関する事項。3 つ目と致しまして、法第 12 条の規定による阿蘇市いじめ防止基本方針に関する事項を協議すること致しております。

続きまして、第 4 条、組織でございます。連絡会議は次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員をもって構成することと致しておりまして、学校関係者、関係行政機関職員、関係団体の代表者からなる各種団体の代表者、概ね 15 名以内を予定を致しております。

具体的には、青少年健全市民会議の方、PTA 連絡協議会、地域婦人会、区長会、警察署、民生児童委員、保護者会、人権擁護委員、小中学校の校長会、児童相談所、福祉事務所、法務局からの代表を予定を致してるところでございます。

委員の任期と致しまして、1 年。

第 6 条、連絡会議の会議は、教育長が招集することと致しております。

第 8 条、庶務、連絡会議の庶務は、教育部教育課において処理することとなっております。

続きまして、第 3 章、阿蘇市いじめ防止対策審議会の設置でございます。

第 10 条、県が定めたいじめ問題対策連絡協議会の規定に基づきまして、教育委員会の附属機関と致しまして、阿蘇市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」）を設置するものでございます。

第 11 条、所掌事務と致しまして、審議会はいじめの防止等に関する重要事項、2 つ目に法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に関する事項を協議することと致しておりまして、第 12 条、審議会は、委員 5 名以内をもって組織することとなっております。

委員は法律、心理、医療、福祉又は教育に関する専門的な知識経験、その他のいじめの防止等に関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱するということになっておりまして、具体的には、いじめ問題に関する専門家、弁護士、臨床心理士、精神科医師、警察関係者などを予定を致しておるところでございます。

13条、委員の任期と致しまして、2年と考えております。

14条、審議会に会長を置き、委員の互選により選任することとなっております。

第15条、審議会の会議は、会長が招集することとなっておりますが、会長が選任される前においては、教育委員会が招集するというようにしております。

続きまして、16条、審議会の庶務は、教育部教育課において処理することとなっております。

続いて、第4章、阿蘇市いじめ調査委員会の設置でございます。

第18条、法第30条1項では学校は教育委員会を通じまして、重大事態が発生した旨を当該地方公共団体長に報告することとなっております。法第30条2項の規定につきましては、これはいじめ調査委員会の設置でございます。市の附属機関として阿蘇市いじめ調査委員会（以下「調査委員会」）を設置することと致しております。

続きまして、所掌事務。第19条でございます。調査委員会は、市長の諮問に応じまして、法第28条第1項の規定により調査の結果について調査審議し、答申することとなっております。

続いて第20条、審議会の組織等の規定の準用。これは読み替え規定でございます。各条文中、例えば20条の3段目にございますが、「審議会」とあるのは「調査委員会」と読み替える。その下の「教育委員会」とあるところは「市長」と読み替えるということになっております。

また、13条第1項中これは委員の任期のことを示しておりますけれども「2年」とあるのを「第19条に規定する調査審議及び答申が終了するまでの期間」と読み替えるものでございます。それから「会長」とあるところは「委員長」と読み替える。また第16条中の「教育部教育課」とあるところは「総務部総務課」と読み替えるということになっておりますが、これについては所管の違いでございます。市長部局で定めるいじめ調査委員会の庶務も総務部の総務課で所管するというようになっております。

この条例は、27年度4月1日から施行を予定を致しております。

この条例の制定に伴いまして、阿蘇市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、次のように改めるものでございまして、別表中のスポーツ推進委員の項の次に次のように加えるということになっておりますが、具体的に今70ページの新旧対照表で説明を申し上げます。

改正前でございますが、別表（第2条関係）スポーツ推進委員、月額5,500円、行政改革推進委員、月額5,500円となっておりますが、改正後におきましては、スポーツ推進委員月額5,500円の下に、いじめ問題等に関する関係機関連絡会議委員報酬として月額5,500円、その下にいじめ防止対策審議会委員、その下にいじめ調査委員会委員の月額報酬として1万

円としておりますが、これにつきましては、専門的な観点から審議していただくための先生方の報酬額でございまして1万円と定めたものでございます。

以上、審議賜りますよう宜しくお願いを致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 14番、高宮です。

この、いじめ防止の基本方針の資料が配られておりますけれども、この基本方針の資料を見ますと、行政と教育委員会、これの役割はきちっとしてるんですけども、やはりこのいじめ問題に関する関係連絡会議の設置ということは、これは勿論必要なことですが、やはりいじめ問題と言いますと、やはり教育環境、子どもの家庭での教育環境、それも大きく関わってくるわけですね。そこがどう、それが行政の中と連絡を取っていくかというかたちが一番難しいんだろうと思います。そこらへんをどう取り組んでいくか、お答えいただきたい。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問に、お答えさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、学校内だけでは十分な把握ができないということもありまして、特に家庭教育、そして地域の役員の皆様方にも日頃から学校にも関わりを持っていただきながら、いじめ等につきましては早く見つけ出していくということについて、今、学校支援地域本部の中でもそれぞれ地域の方々に学校の方にお出でいただきながら、学校の中の状況、そして帰られたときに地域の状況も含めて、幅広く見届けていただきたいということをお願いをしているところであります。

現在、具体的には特に校長会の中でいじめの早期発見についてのお願いをしておりますし、特に家庭教育の中での早期発見。保護者会の方々が家庭の中で自分の子どもさんについて、どいういった環境にあるのかと十分情報交換をしながら、家庭の中でも気づきを早くしていただきたいということをお願いをしているところであります。

それから、それぞれ各種団体の関係の方々、特に民生児童委員さん、それから人権擁護委員の方々、区長会、公民館活動、それから青少年育成協議会につきましても、いろんな関係団体の方々にもそのお願いをしながら、今後、更に正式にこのいじめ問題等に関する関係機関連絡会議を作りながら、更に強化をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

先日、川崎市で痛ましい事件がありましたけれども、インターネットによるとソーシャルスクールワーカーとか、スクールカウンセリングとかのそういった体制というか内容が機能しなかったんじゃないかとかいう意見がございしますが、とにかく組織を作っているのはいいんですけど、条例作るのもいいと思うんですが、今の説明では事件が起こった後の

説明が大半でしたけれども、子どもをいじめから守ろうと思えば早期発見と先ほど課長が言われましたけど、ほんとにその、もっと言うならいじめ防止対策のこの点々線ラインの手前の所をどう充実するかが一番重要だと思うんですね。

それでこの条例を見るときに、この学校のいじめ対策ですね、ここから部長の説明では審議会の方にあれがいくという話ですけど、これは学校のいじめ対策の内容と地域の関係連絡協議会の内容を審議会に持って行って、審議会の指導の下でいじめを防いでいくとか対応を考えていくとかそういったかたちにした方がいいんじゃないかと思うんですね。

それで、もうちょっと条文の中に学校と市の協議会との関連性を入れていただきたいと思うんですけど、またもう一つは私たち議員も最後に市議会に報告が上がるようなかたちになってますが、私たちも色んな情報を結構持っております。そういう意味でどこかに入れていただいいていじめ防止に貢献させていただきたいんですけども。そういった2点についてどうお考えか、ご答弁をお願いします。

**○議長（藏原博敏君）** 教育課長。

**○教育課長（日田勝也君）** 最初の学校での対応の部分でもありましたけど、学校ではいじめにあってるかあってないかというアンケート調査を学校ではそれぞれ行っております。

各学期ごとにもいじめというのはどこでも起こりますので、発生しては解決をしながら取り組んでいるような状況でございます。

それから2点目にありました、いじめ防止問題に関する関係機関連絡会議につきましては、関係団体の代表の中にも含まれていくんじゃないかということでございますので、また検討させていただきたいと思っております。

以上で宜しいでしょうか。

**○議長（藏原博敏君）** 9番、河崎徳雄君。

**○9番（河崎徳雄君）** 関連ですけども、この中で連絡協議会あたりに議員が入るといなどは私個人も思っておりますけども、行政上の立場で入ることはできません。

そういうことで、この一番重大な事態の対応ということになっております。市長部局から市議会に報告というようなかたちになっておりますけども、重大なことばかりの報告、法第30条の1項とか法30条の2項とか3項というのは大体どういうものですか。

**○議長（藏原博敏君）** 教育課長。

**○教育課長（日田勝也君）** ちょっと手元に条文を持ってないので申し訳ないんですが、重大事態の発生と、ちょっと振り返りますと、これまで学校内で起きた事故の重大発生というのは思い出しますと、柔道事故で学校の設置者責任を問われた件が1件ございます。

やはりいじめ問題もそうですけども、最終的に学校の調査、それから教育委員会の調査、それから最終的に学校の設置者の責任を問われるという部分で、その再度いじめ調査委員会の中で「確かにいじめがあったかどうか」という専門の方々に第三者の専門の方々に入っていただいて調査を行って、やはり責任があるという場合については、これ県内の昨年12月にも学校や町教育委員会が出したいじめ調査の報告に、やはり納得がいかない場合は学校の設置者に対して損害賠償を求めていくという案件についての対応ということで、今回それぞれ

の組織を設置するものでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今お二方議員が質問を致しましたけども、要はああいう悲惨ないじめ等、悲惨な事件が起こらないように行政の立場で一生懸命頑張ってもらいますけども、我々議会も阿蘇市から、そういう学校からも社会からもいじめが発生しないように早期に発見していただきまして、議会は議員としてそれなりに役割を果たしていきたいと思っておりますので、報告あたりも宜しくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 27 議案第 28 号 阿蘇市過疎地域自立促進計画の一部変更について

○議長（藏原博敏君） 日程第 27、議案第 28 号「阿蘇市過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました、議案第 28 号「阿蘇市過疎地域自立促進計画の一部変更について」ご説明申し上げます。

提案理由でございます。

本件は、阿蘇市過疎地域自立促進計画の一部変更にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、73 ページから 74 ページにかけてご説明申し上げます。

現在、平成 22 年度から 27 年度までを期間と致します、阿蘇市過疎地域自立促進計画というのが議会の議決を経て策定されております。この内容の一部を変更するにあたりまして、再度、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、73 ページの表の 1 番下の方アンダーラインで書いてありますが、橋梁ですね。轟橋の架け替え工事これを過疎計画に追加するものでございます。

事業内容としましては、長さが 20m、幅が 4m の轟橋を架け替えるというものでございます。

74 ページにつきましては、この事業の資金的な計画の内容の変更でございます。変更後のところでは、上段の中ほどにございますが、橋梁、轟橋の架け替え工事ということで、この計画期間が 27 年度まででございますので、27 年度までには 3,000 万円ということでございますが、28 年度以降にもまたこの事業計画費は計上されてくるものと思っております。

以上でございます。

宜しくご審議方、お願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 5 番、園田でございます。

過疎地域自立促進計画の、この過疎地域というやつの定義、或いは条件等があれば答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） これは、議員立法により昭和 45 年に制定されたものですが、合併前の旧波野村全域を過疎地域というふうになっております。合併後は、旧波野村だけがこの計画を受け入れる一部過疎地域というかたちで阿蘇市の場合は指定を受けておりますので、合併した各町村におきましては、例えば南阿蘇でしたら長陽村だけが過疎地域ではございませんでした。白水村と久木野村が過疎地域でしたので、あそこは長陽村も入ったかたちでの過疎地域というかたちになっております。阿蘇市の場合は、一部過疎地域というかたちです。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 深葉は入っておりません。旧波野村だけです。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 28 議案第 29 号 辺地総合整備計画の一部変更について

○議長（藏原博敏君） 日程第 28、議案第 29 号「辺地総合整備計画の一部変更について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました、議案第 29 号「辺地総合整備計画の一部変更について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、本件は、辺地総合整備計画の一部変更にあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、76 ページから 78 ページにかけてご説明申し上げます。

現在、辺地総合整備計画につきましては、25 年度から 28 年度までの 4 年間の整備計画となっております。今回の変更につきましては、阿蘇市波野山崎辺地の事業計画の変更となっております。

76 ページでは具体的な内容が良く分かりませんので、77 ページをお開きいただきたいと思います。

現在、辺地、これは辺地計画にのるということで、辺地債という起債が使われるようになるものでございます。この内容につきましては、現在、表の下の方でございますが、25 年度

から 26 年度計画ということで、農道通迫・四ッ堀線の改良工事を 970 万円で計上しておるところでございます。

これにつきましては、平成 24 年の災害等の関係で、26 年度までには終了できないというようなことで、表の上の方にありますように 26 年度から 28 年度まで事業区間、或いは事業費全体を増額するというような内容でございます。事業期間を 26 年度から 28 年度までに計画いたしまして、事業費を 970 万円から 1,200 万円までに増やすものでございます。

位置につきましては、78 ページの方で表示しておるところでございます。

ご審議方、宜しく願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

9 番、河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） ちょっとお尋ねしますけれども、この過疎地域自立促進計画と今度の辺地総合整備計画、これは大まかにはどのようなことが違うんですかね。私は昔から、過疎対策という言葉を使っておりましたけれども、交付金の補助率あたりは違うんですかね。

対象地域あたりはどのように違うのかを説明していただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

まず一番違いますのは、過疎債と辺地債という起債の使い方ですね。充当率 100%で、過疎債は交付税算入が 70%、辺地債は 80%というかたちになります。

それと過疎の場合は、旧波野村全域ですが、この辺地になりますと波野村も全域ではございません。山崎辺地、横堀辺地、坂の上辺地、遊雀辺地、立塚辺地といって辺地は 5 つあります。これは行政区単位ではございません。

公共施設等からの距離とか、そういう部分を含めました辺地の度数というのが 100 以上あるところが対象になります。辺地一時金になりますと、今言った 5 つの部分に萩の草辺地が入ります。萩の草につきましては、過疎地域ではないですけども、この辺地の地域には入るといふかたちですので、萩の草等で色々な整備が要る場合には、この辺地債を使ってするといふかたちになります。萩の草の場合には、舞谷にも入ります。そういうかたちで、指定されている地域が違う、それと起債の充当率とかそういう部分、財政支援が違うということでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 29 議案第 30 号 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について

○議長（藏原博敏君） 日程第 29、議案第 30 号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」を議題と致します。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○**経済部長（渡邊孝司君）** ただ今議題としていただきました、議案第 30 号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」説明をさせていただきます。

議案集の 79 ページでございます。

提案理由でございます。

本件は、従来、放牧採草地として利用してきた原野の一部の使用申請があり、中通財産区の承認を得て、地方自治法第 238 条の 6 及び阿蘇市有（旧一の宮町有）原野使用の特例に関する規程第 4 条の規定に基づき、議会の議決を得るものでございます。

これは、原野を既に平成 17 年の 4 月から平成 26 年の 3 月まで馬の放牧ということで、旧慣使用をされてたところでございます。更新ということでございます。

所在でございます。表をご覧ください。

熊本県阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番地 1 の一部でございます。

面積地目、803 万 9,674 ㎡のうち 2 万 5,000 ㎡の原野でございます。

申請者でございます。熊本県阿蘇市一の宮町宮地 4538 番地 21、野口竜治様でございます。

使用目的、馬の放牧。

使用期間でございます。議決を得た日から平成 37 年 3 月 31 日までということで、10 年間でございます。

地代、年間 17 万 5,000 円となっております。

ご審議方、宜しくお願い致します。

図面を、ちょっと申し訳ありません。配っておりますので、位置的には上の方です。許可申請箇所ということでなっておりますのでご覧ください。

以上でございます。ご審議方宜しくお願い致します。

○**議長（藏原博敏君）** これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藏原博敏君）** 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

### 日程第 30 議案第 31 号 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について

○**議長（藏原博敏君）** 日程第 30、議案第 31 号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」を議題と致します。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○**経済部長（渡邊孝司君）** ただ今議題としていただきました、議案第 31 号、「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」説明をさせていただきます。

今度は 80 ページでございます。

提案理由は、先ほどと全く同じでございます。

当原野は既に 2 つに分かれておまして、平成 23 年の 4 月から平成 26 年 12 月までに使用した分と、平成 25 年 4 月から 26 年の 12 月までに使用された部分、これの更新でございま

す。

所在地でございます。熊本県阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番地 1 の一部でございます。

面積地目、①の方でございます。803 万 9,674 m<sup>2</sup>のうち 3 万 9,000 m<sup>2</sup>の原野でございます。

②は同じ面積の中で、4 万 3,200 m<sup>2</sup>の原野ということで 2 つあります。

位置的には、ここに 2 枚目にしたところでございます。これが 2 ヶ所ございます。

申請者でございます。住所、熊本県阿蘇郡小国町大字西里 279 番地 2 でございます。穴見幸二郎様でございます。

使用目的、蔬菜園芸大根生産ということになっております。

使用期間、議決を得た日から平成 27 年 12 月 20 日まで。これ 9 ヶ月間になっております、今回は。

地代、①の方は年額 71 万 2,000 円、②の方は、64 万 8,000 円ということになっております。

ご審議方宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 19 番、井手です。

ちょっと確認ですが、この所在地が北山 2796 と。この前のページも同じですが、どの辺までを 2796 と言いますのか。

それともう 1 点は、面積の①と②、地代の①②が面積の少ない方が高いというような状況になっておりますけれども、このへんの差は何で差をつけられてるのかお尋ね致します。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えします。

まず、所在地の番地ですけど、北山については広範囲の部分が 1 つの番地になっておりますので、全て北山は今言います 803 万 9,000 m<sup>2</sup>というのが 1 つ 1 筆になっておりますので、そういったかたちになります。

それから、地代の①と②はこれ全て継続の部分でございますが、①については前回 3 年で契約をしております。そういったかたちで長期契約の中でしてあるものですから、少し単価が高いということで、ちょっと逆転現象がおきてますけど、そういったかたちで今回はその 2 つ全て 9 ヶ月、1 年、1 年更新して契約をしていくということでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 31 議案第 32 号 団体営土地改良事業（小倉地区）の施行について

○議長（藏原博敏君） 日程第 31、議案第 32 号「団体営土地改良事業（小倉地区）の施行について」を議題と致します。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○**経済部長（渡邊孝司君）** ただ今議題としていただきました、議案第 32 号「団体営土地改良事業（小倉地区）の施行について」説明をさせていただきます。

議案集の 81 ページでございます。

まず、提案理由でございます。

本件は、小倉地区の団体営土地改良事業の施行に伴い、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の議決を得るものでございます。

これは昨年から県の小倉遊水工事が行われておりますが、その発生土を利用した小倉地区の集落前の水田の低いところの部分の盛土工事を、土地改良事業で行うために議会の議決を求めらるものでございます。

内容でございます。1 から 7 まででございます。

1、施行年度、平成 27 年度から平成 28 年度まで。

2、名称、団体営土地改良事業

3、工事場所、別紙ということで、次のページにあります。82 ページでございます。

2ヶ所に分かれておりまして、右岸側上の方ですね。これが 17.32 h a ございます。それと下の方が 8.7 h a ということで、遊水地から出る土を利用した盛土工事が行われるということで、高さについてはちょっと微妙なところがあるんですが、60 c m から 1 m までの中で盛土されるということになっております。

また 4 番に帰ります。

工事概要、区画整理、小倉地区、今言いました面積を合わせると 26.02 h a でございます。

5、概算事業費でございます。財源内訳、小倉地区 1 億 8,200 万円となっております。国庫補助事業で全て賄うということで、市の負担はございません。

施行方法は請負ということで、計画概要図は先ほど 82 ページにあるとおりでございます。

ご審議方、宜しく願い申し上げます。

○**議長（藏原博敏君）** これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藏原博敏君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

これをもちまして、本日の会議を散会致します。

皆さんお疲れでございました。

午後 3 時 55 分 散会